

安心ゆとり年金

通貨指定型個人年金保険(24)

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。



第一フロンティア生命



第一生命グループ

もくじ

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ 3

主な保険用語のご説明 5

お知らせとお願い 7

生命保険募集人	7
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点	7
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）	7
元本欠損が生じる場合	8
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ	8

商品のしくみ 9

商品の特徴【指数連動部分付年金特則適用なし】	9
商品の特徴【指数連動部分付年金特則適用あり】	12
積立利率	16
市場価格調整	18
参照指数	21
為替リスク	23
保険料円貨入金特約	24
保険料外貨入金特約	24
円貨支払特約	25
年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）	25
年金の円貨支払額平準化特約	26
保険契約者代理特約	28

死亡給付金および年金のお支払い 30

死亡給付金のお支払い	30
年金のお支払い	30
年金の分割払	32
死亡給付金および年金をお支払いできない場合	34

ご契約に際して 35

告知	35
ご契約内容などの確認	35
ご契約の成立と保障の責任開始期	35

ご契約後について 36

解約と解約返還金	36
被保険者による保険契約者への解約の請求	37
死亡給付金受取人によるご契約の存続	38
年金の一括払請求	38
保険契約者、年金受取人、後継年金受取人および死亡給付金受取人の変更など	41

住所などの変更、保険証券・年金証書の再発行のお手続き	42
年金または死亡給付金のご請求方法	42
年金または死亡給付金のお支払期限	43
死亡給付金のご請求手続きの流れ	44
年金または死亡給付金の請求訴訟	45
生命保険と税金	45

お客さまにご負担いただく諸費用 47

お客さまにご負担いただく諸費用	47
-----------------	----

会社・制度のご案内 50

当社の組織形態	50
個人情報の取扱い	50
本人特定事項などの確認	50
米国法「FATCA」に関する確認	50
税法上の居住地国などの届出	50
支払査定時照会制度	51
保険金額などの削減	52
生命保険契約者保護機構	52
金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ	53

その他 54

参照指数にかかる留意事項	54
--------------	----

約款・特約条項

「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

約款 60

通貨指定型個人年金保険（24）	60
-----------------	----

特約条項 79

保険料円貨入金特約	79
保険料外貨入金特約	80
円貨支払特約	81
年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）	92
年金の円貨支払額平準化特約	95
保険契約者代理特約	99

* 裏表紙の「説明事項ご確認のお願い」もご確認ください。

「通貨指定型個人年金保険（24）」お申込みの際の留意点

- 募集代理店などによっては、取扱内容が異なる場合があります。募集代理店ごとの取扱内容は各契約概要に記載しています。（当社ホームページでもご確認いただけます。）
- 金利情勢などによっては、お選びいただけない取扱内容があります。

* お申込後に当社から送付される「保険証券」でお申込内容をご確認のうえ、この冊子もあわせてご覧ください。

目的別もくじ

ご契約にあたって

保険用語の意味が
わからない

主な保険用語のご説明

5 ページ

申込みの手続きに
ついて知りたい

ご契約お申込みの
お手続きの際の留意点

7 ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度
(お申込みの撤回など)

7 ページ

いつから保障が開始
されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の
責任開始期

35 ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて
知りたい

商品のしくみ

9 ページ

死亡給付金および年金のお支払い

保障内容について
知りたい

死亡給付金のお支払い
年金のお支払い

30 ページ

死亡給付金などが
受け取れない場合に
ついて知りたい

死亡給付金および年金を
お支払いできない場合

34 ページ

死亡給付金などの
請求の流れについて
知りたい

年金または死亡給付金
のご請求方法

42 ページ

死亡給付金のご請求
手続きの流れ

44 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金

36 ページ

年金受取人、後継年金受取人
または死亡給付金受取人を
変更したい

保険契約者、年金受取人、
後継年金受取人および死亡
給付金受取人の変更など

41 ページ

住所や名前が変わった

住所などの変更、
保険証券・年金証書の
再発行のお手続き

42 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金

45 ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

あ	一時払保険料充当金 (いちじばらいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。
	円貨払込金額 (えんかはらいこみきんがく)	「保険料円貨入金特約」を付加した場合において、円貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。
か	外貨払込金額 (がいはらいこみきんがく)	「保険料外貨入金特約」を付加した場合において、指定通貨と異なる外貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。
	解約返還金 (かいはくへんかんきん)	ご契約を解約した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。
	基本保険金額 (きほんほけんきんがく)	死亡給付金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。
	契約応当日 (けいやくおうとうび)	保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。
	契約年齢 (けいやくねんれい)	契約日における被保険者の年齢のことで、この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
	契約日 (けいやくび)	契約年齢・据置期間・積立利率の適用期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日となります。
	後継年金受取人 (こうけいねんきんうけとりにん)	年金支払開始日以後、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継する人のことです。
	告知 (こくち)	ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。
	参照指数 (さんしょうしすう)	【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合において、上昇率の計算に用いるために当社が指定する指標のことをいいます。
さ	市場価格調整 (しじょうかかくちょうせい)	解約または年金の一括払などの際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額または年金の一括払時の支払額などに反映させるための手法のことです。(この手法により、契約日と比して市場金利が上昇した場合は積立金額や未払年金の現価に市場価格調整を行った額などが減少し、逆に市場金利が低下した場合は積立金額や未払年金の現価に市場価格調整を行った額などが増加する傾向にあります。)
	指定通貨 (していづか)	ご契約のお申込みの際に1つご指定いただく通貨のことで、この保険の金銭の授受はすべて指定通貨で行います。なお、指定通貨が外貨の場合、各種特約を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。
	死亡給付金 (しぼうきゅうふきん)	被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払われるお金のことです。
	死亡給付金受取人 (しぼうきゅうふきんうけとりにん)	死亡給付金を受け取る人のことです。
	主契約 (しゅけいやく)	保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。
	責任開始期 (せきにんかいしき)	当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。
	対顧客電信売相場 (TTS) (たいこきやくでんしんうりそうば)	お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信買相場 (TTB) (たいこきやくでんしんかいそうば)	お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
た	対顧客電信売買相場仲値 (TTM) (たいこきやくでんしんばいばいそうばなかね)	対顧客電信売相場 (TTS) と対顧客電信買相場 (TTB) の中間の値です。

	積立金 (つみたてきん)	将来の年金および死亡給付金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てたお金のことで、積立金額は、年金支払開始日前において積立利率を適用し、経過年月日数に応じて当社の定める方法により計算します。
	積立利率 (つみたてりりつ)	通貨の種類、契約年齢、据置期間、年金の種類および年金支払期間または年金総額保証割合ごとに当社が定めた利率のことで、毎月2回（1日と16日）設定します。
	特約 (とくやく)	主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。
な	年金 (ねんきん)	年金支払開始日以後、年金支払期間中に支払われるお金のことです。
	年金受取人 (ねんきんうけとりんにん)	年金を受け取る人のことで、保険契約者または被保険者になります。なお、ご契約のお申込みの際は保険契約者をご指定いただきます。
	年金支払開始日 (ねんきんしはらいかいしび)	被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日のことで、年金総額保証付終身年金の場合、契約日を年金支払開始日とします（「即時払年金特則」を適用）。
	年金支払期間 (ねんきんしはらいきかん)	支払事由に該当した場合に年金をお支払いする期間のことで、確定年金の場合は当社所定の範囲内から選択いただき、年金総額保証付終身年金の場合は終身とします。
	年金支払日 (ねんきんしはらいび)	第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。
	年金支払保証期間 (ねんきんしはらいほしょうきかん)	年金総額保証付終身年金の場合において、年金支払開始日から被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額（【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合は、定額部分の年金額の合計額）が初めて基本保険金額に年金総額保証割合を乗じた金額以上となる年金支払日の属する保険年度の末日までの期間をいいます。
は	被保険者 (ひほけんしゃ)	保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。
	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことで、
	保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人のことです。
	保険契約者代理人 (ほけんけいやくしゃだいにんにん)	「保険契約者代理特約」を付加した場合において、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者の代理人として手続きを行うことができる人のことをいいます。
	保険証券 (ほけんしょうけん)	保険契約の締結の際に交付する重要書類で、契約内容を具体的に記載したものです。
	保険年度 (ほけんねんど)	この保険において、契約日または年単位の契約応当日からその直後の年単位の契約応当日の前日まで（年金支払開始日以後については年金支払日からその直後の年金支払日の前日まで）をいいます。
	保険料 (ほけんりょう)	保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。
ま	免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由に該当しても、死亡給付金をお支払いできない場合のことで、
や	約款 (やっかん)	ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。
ら	連動率 (れんどうりつ)	【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合において、参照指数の上昇を追加年金額に反映させる割合のことで、通貨の種類に応じて設定されます。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

- 当社の保険契約を取り扱う生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはずつぎのとおりです。

1 お申込み

- お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でお手続きください。

2 保険料などのお払込み

- 一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お払い込みください。

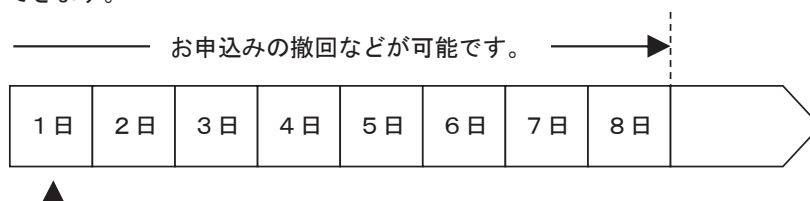
3 お申込内容の確認

- ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社への書面または電磁的記録によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

■イメージ図



申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日

1 お申出方法

(1) 電磁的記録

主たる窓口としている当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください。当社ホームページにてお申し出いただいた場合、お申込みの撤回などは、お手続きの完了画面が表示された時に効力を生じます。

(2) 書面

郵便（はがき、封書（※1））により以下のとおりお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

※1 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

●お申出先

〒141-8712

日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

●記入事項

- ① お申込みの撤回などをする旨
- ② お申込者などの氏名（自署）・フリガナ
- ③ お申込者などの住所・電話番号
- ④ お払い込みいただいた金額・通貨
- ⑤ ご本人名義の返金口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
- ⑥（推奨）申込番号または証券番号 ※2
- ⑦（任意）お申込者のEメールアドレス ※3

（記入例）米ドルでお払い込みいただいた場合

- ① 私は契約の申込みの撤回を行います。
- ② ^{ダイイチ} ^{タロウ} 第一 太郎
- ③ 〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3
TEL ○○-××××-○○○○
- ④ 〇,〇〇〇,〇〇〇米ドル
- ⑤ ○○銀行 ○○支店
普通 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
- ⑥ 申込番号:12-345-678901-23/証券番号:S1234-56789-01
- ⑦ XXXXX@XXXXX.COM

※2 確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。

※3 当社からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

2 返金する金額

お払い込みいただいた金額を、当社へお払い込みいただいた通貨でお申込者などに全額お返しいたします。

* 外貨でお受取りになる際には、返金口座として外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。



- ・指定通貨が外貨の場合で、お申込者などが当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいたときは、指定通貨でお返しいたします。
- ・外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。

3 その他

- 当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回などの時点において死亡給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込者などが死亡給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

- この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の解約や年金の一括払などをする際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- * 市場価格調整、解約控除、為替リスクについてはそれぞれP18、47、23をご参照ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

- ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につきのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。
- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

商品のしくみ

商品の特徴【指数連動部分付年金特則適用なし】

* 【指数連動部分付年金特則適用あり】の特徴は、P12 をご参照ください。

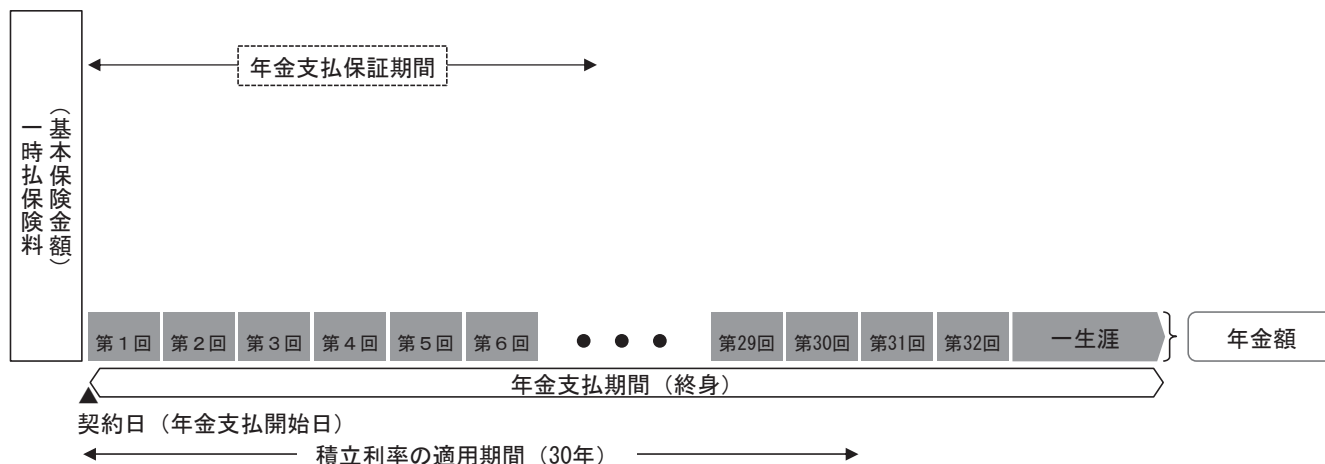
この保険は、金利情勢に応じて定めた積立利率などに基づき、契約日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の年金保険です。



・ この商品は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

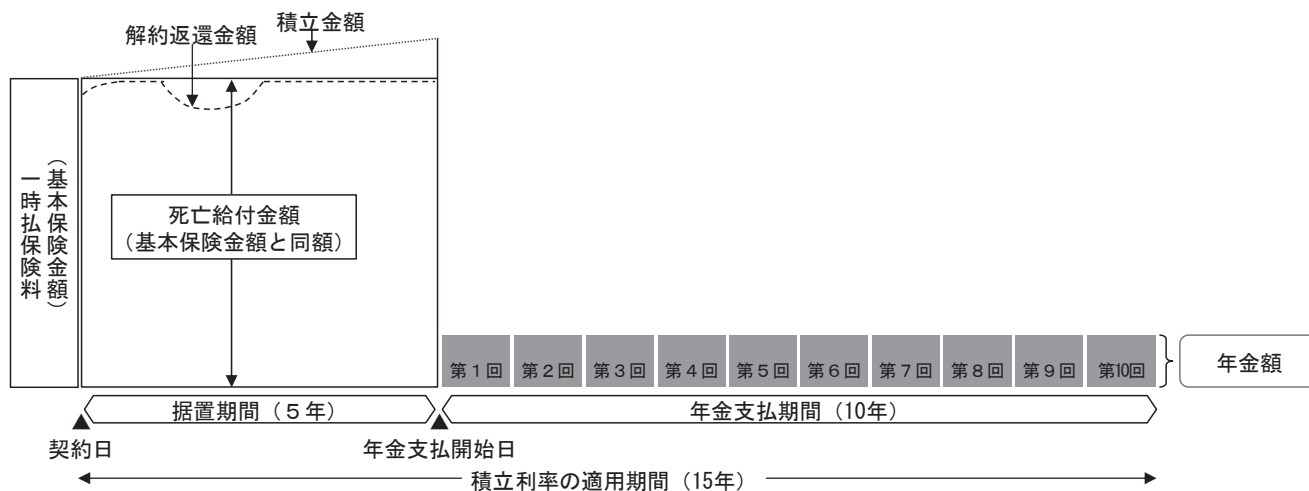
■ 商品のイメージ図（下図はあくまでもイメージ図です。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は、実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。）

【年金総額保証付終身年金】



* 年金支払開始日から被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額が初めて基本保険金額に年金総額保証割合を乗じた金額以上となる年金支払日の属する保険年度の末日までの期間を、年金支払保証期間といいます。【年金総額保証割合の詳細はP31 をご参照ください。】

【確定年金（据置期間5年、年金支払期間10年の場合）】



1 契約日に年金額が定まる、指定通貨建の年金保険です

- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。
- この保険の保険料のお払込みや年金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。（※）
 ※ 指定通貨が外貨の場合、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」または「年金の円貨支払額平準化特約」を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。【詳細はP24～P27をご参照ください】
 また、年金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。なお、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。
- 年金の種類は、「確定年金」および「年金総額保証付終身年金」からご指定いただきます。
- 確定年金の場合、据置期間（1～10年）経過後から年金をお支払いします。年金総額保証付終身年金の場合、契約日の1か月後から年金をお支払いします（「即時払年金特則」を適用）。
- 年金支払期間は、確定年金の場合は10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年から選択いただき、年金総額保証付終身年金の場合は終身とします。
- 年金総額保証付終身年金の年金総額保証割合は、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%、110%、120%から選択いただき、円の場合は100%とします。
- * ご契約後、年金の種類、据置期間、年金支払期間、年金総額保証割合の変更はできません。
- 年金支払期間中に被保険者が生存している場合は、年金をお支払いします。被保険者が死亡した場合でも、年金支払期間中（確定年金の場合）または年金支払保証期間中（年金総額保証付終身年金の場合）は継続して年金をお支払いします。
- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金の分割払を請求することができます。【詳細はP32をご参照ください】



・指定通貨建の死亡給付金額や年金支払期間中（確定年金の場合）または年金支払保証期間中（年金総額保証付終身年金の場合）に支払われる指定通貨建の年金の合計額は、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

2 積立利率について

- 積立利率は、通貨の種類、契約年齢、据置期間、年金の種類および年金支払期間または年金総額保証割合ごとに、毎月2回（1日と16日）設定します。【詳細はP16をご参照ください】
- 積立利率の適用期間は年金の種類に応じてつぎのとおりとし、積立利率の適用期間経過後は契約日における当社所定の利率が適用されます。

確定年金	据置期間と年金支払期間の合計期間（合計期間が30年をこえるときは、契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間）
年金総額保証付終身年金	契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間



・お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用され、年金額が変更されますので、ご注意ください。

3 積立金と積立金額について

- 積立金とは、年金支払開始日前において、将来の年金および死亡給付金のお支払いに充てるため、ご契約時にお払い込みいただいた一時払保険料の中から積み立てたお金のことをいい、積立金額は、積立利率に基づき経過年月日数に応じて計算します。

4 年金額について

- 年金額は、基本保険金額をもとに、契約日における積立利率、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）などに基づき、契約日に定まります。

5 死亡給付金額について

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、基本保険金額と同額を死亡給付金としてお支払いします。ただし、年金総額保証付終身年金の場合は、「即時払年金特則」を適用するため（契約日が年金支払開始日となります。）、死亡給付金のお支払いはありません。

6 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります



- ・ この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、解約や年金の一括払などをする際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

* 市場価格調整、解約控除、為替リスクについてはそれぞれP 18、47、23 をご参照ください。

7 年金の円貨支払額平準化特約について

- 「年金の円貨支払額平準化特約」を付加することにより、主契約の年金を円貨により受け取ることができ、年金の円換算額が円貨支払基準額をこえた場合にはそのこえた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の年金の円換算額が円貨支払基準額を下回った場合には積み立てておいた繰越準備金を上乗せして受け取ることができます。【詳細はP26 をご参照ください】

8 その他

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度はありません。

商品の特徴【指数連動部分付年金特則適用あり】

* 「指数連動部分付年金特則」は、ご契約の締結の際に限り、保険契約者からのお申出により適用することができます。【指数連動部分付年金特則適用なし】の特徴は、P 9 をご参照ください。

この保険は、金利情勢に応じて定めた積立利率などに基づき契約日に定まる「定額部分の年金額」および参照指数の上昇率などに基づき定まる「指数連動部分の年金額」の合計額をお支払いするしくみの保険料一時払方式の年金保険です。



・この商品は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

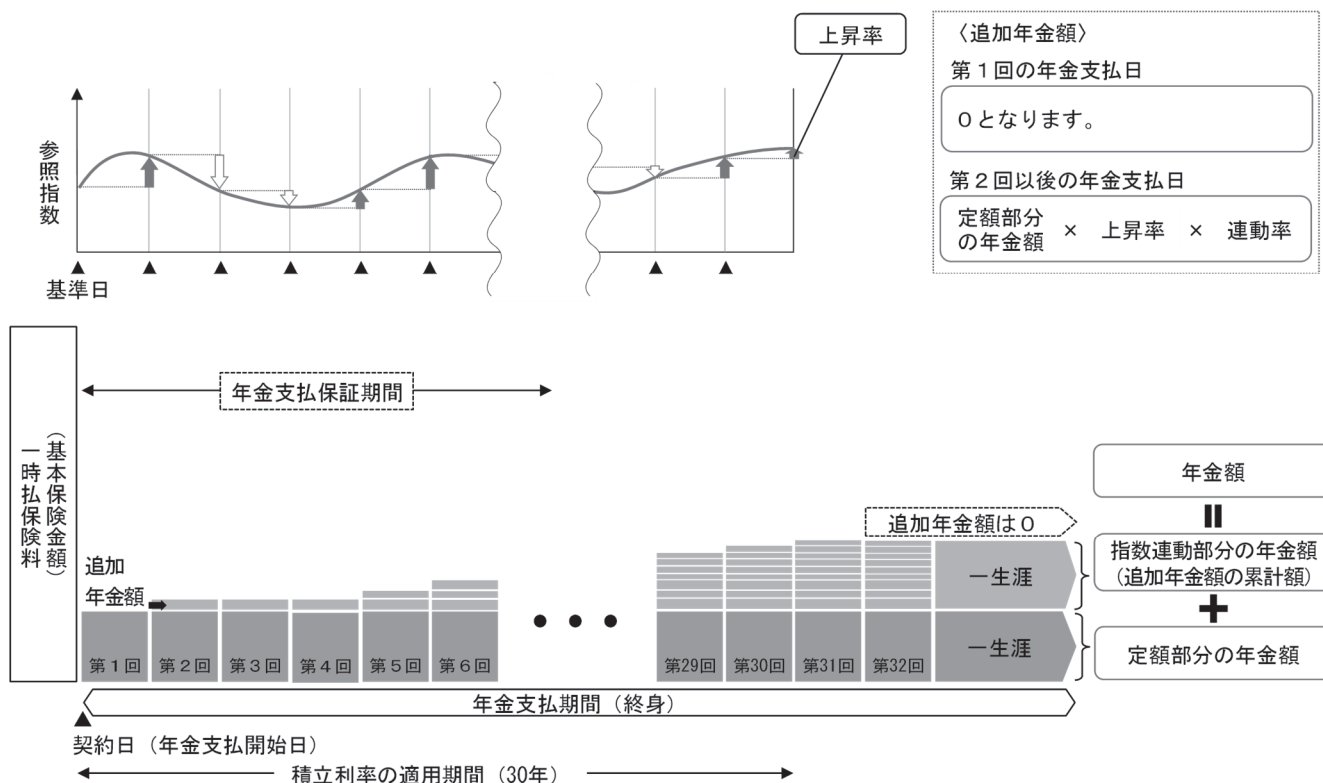
- * 参照指数は、指定通貨が米ドルの場合は「世界資産分散投資指数（米ドル）」を、豪ドルの場合は「世界資産分散投資指数（豪ドル）」を、円の場合は「世界資産分散投資指数（円）」をご指定いただきます。【詳細はP 21 をご参照ください】
- * 連動率は、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は 100% を、円の場合は 30% をご指定いただきます。
- * 確定年金の場合、「据置期間中指数判定あり」をご指定いただきます。（年金総額保証付終身年金の場合、「即時払年金特則」の適用により据置期間が 0 年となるため、据置期間中の指数判定を行いません。）
- * ご契約後、参照指数、連動率および据置期間中指数判定の有無の変更はできません。



・「指数連動部分付年金特則」のみの解約は取り扱いません。

■商品のイメージ図（下図はあくまでもイメージ図です。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は、実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。）

【年金総額保証付終身年金】

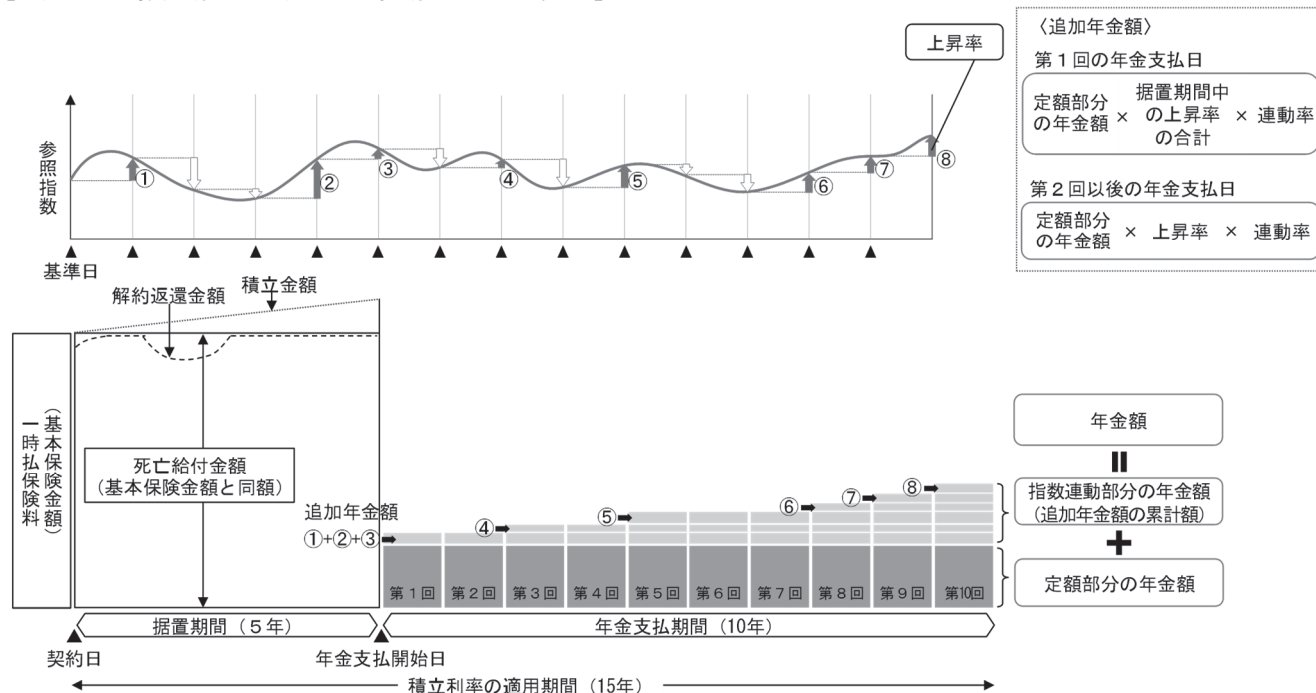


* 参照指数の判定は、被保険者が死亡した場合および年金の一括払が行われた場合を除き、契約日から 30 年後の年金支払日の前日まで行います。

* 年金支払開始日から被保険者が生存していたときに支払われる定額部分の年金額の合計額が初めて基本保険金額に年金総額保証割合を乗じた金額以上となる年金支払日の属する保険年度の末日までの期間を、年金支払保証期間といいます。

【年金総額保証割合の詳細は P 31 をご参照ください。】

【確定年金（据置期間5年、年金支払期間10年の場合）】



* 被保険者が死亡した場合および年金の一括払が行われた場合は、以後、参照指数の判定は行いません。

1 定額部分の年金額を確保しつつ、更なる上乗せが期待できる指定通貨建の年金保険です

- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。
- この保険の保険料のお支払いや年金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。（※）

※ 指定通貨が外貨の場合、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」または「年金の円貨支払額平準化特約」を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。【詳細はP24～P27をご参照ください】

また、年金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。なお、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

- 年金の種類は、「確定年金」および「年金総額保証付終身年金」からご指定いただきます。
- 確定年金の場合、据置期間（1～10年）経過後から年金をお支払いします。年金総額保証付終身年金の場合、契約日の1か月後から年金をお支払いします（「即時払年金特則」を適用）。
- 年金支払期間は、確定年金の場合は10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年から選択いただき、年金総額保証付終身年金の場合は終身とします。
- 年金総額保証付終身年金の年金総額保証割合は、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は100%、110%、120%から選択いただき、円の場合は100%とします。

- * ご契約後、年金の種類、据置期間、年金支払期間、年金総額保証割合の変更はできません。
- 年金支払期間中に被保険者が生存している場合は、年金をお支払いします。被保険者が死亡した場合でも、年金支払期間中（確定年金の場合）または年金支払保証期間中（年金総額保証付終身年金の場合）は継続して年金をお支払いします。
- 年金額は、「定額部分の年金額」および「指数連動部分の年金額」の合計額となります。「定額部分の年金額」とは積立利率などに基づき契約日に定まる金額のことをいい、「指数連動部分の年金額」とは追加年金（参照指数の上昇に応じて上乗せされる金額）の累計額のことをいいます。

* 参照指数の判定は、被保険者が死亡した場合および年金の一括払が行われた場合を除き、契約日から30年後の年金支払日の前日まで行います。（その後の判定は行わず、追加年金額は0となります。）

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金の分割払を請求することができます。【詳細はP32をご参照ください】



・ 指定通貨建の死亡給付金額や年金支払期間中（確定年金の場合）または年金支払保証期間中（年金総額保証付終身年金の場合）に支払われる指定通貨建の年金の合計額は、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

2 積立利率について

- 積立利率は、通貨の種類、契約年齢、据置期間、年金の種類および年金支払期間または年金総額保証割合ごとに、毎月2回（1日と16日）設定します。【詳細はP16をご参照ください】
- 積立利率の適用期間は年金の種類に応じてつぎのとおりとし、積立利率の適用期間経過後は契約日における当社所定の利率が適用されます。

確定年金	据置期間と年金支払期間の合計期間（合計期間が30年をこえるときは、契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間）
年金総額保証付終身年金	契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間



・お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用され、定額部分の年金額が変更されますので、ご注意ください。

3 積立金と積立金額について

- 積立金とは、年金支払開始日前において、将来の年金および死亡給付金のお支払いに充てるため、ご契約時にお払い込みいただいた一時払保険料の中から積み立てたお金のことをいい、積立金額は、積立利率に基づき経過年月日数に応じて計算します。

4 年金額について

- 年金額は、つぎの（1）と（2）の合計額となります。（2）は毎年の年金支払日に計算します。
- （1）定額部分の年金額：基本保険金額をもとに、契約日における積立利率、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）などに基づき当社の定める方法により計算した金額
- （2）指数連動部分の年金額：第1回の年金支払日からその年金支払日までの追加年金額を累計した金額

■ 追加年金額とは、年金の種類に応じて毎年の年金支払日につぎの算式により計算される金額とします。

確定年金	・ 第1回の年金支払日： 定額部分の年金額×据置期間中に到来する各指数判定日における上昇率の合計×連動率 * 据置期間中も参照指数の判定を行い、上昇率の合計をもとに第1回の年金支払日における追加年金額を計算します。 ・ 第2回以後の年金支払日： 定額部分の年金額×その年金支払日の前日と同日となる指数判定日における上昇率×連動率
年金総額保証付終身年金	定額部分の年金額×その年金支払日の前日と同日となる指数判定日における上昇率×連動率 (第1回の年金支払日における追加年金額は0となります。)

* 上昇率とは、各指数判定日の参照指数の値がその指数判定日に応じた基準日の参照指数の値に対して上昇した割合のことをいい、つぎの算式により計算されます。なお、0%未満の場合は0%とします。

$$\text{上昇率}(\%) = \frac{\text{各指数判定日の参照指数の値} - \text{その指数判定日に応じた基準日の参照指数の値}}{\text{その指数判定日に応じた基準日の参照指数の値}} \times 100(\%)$$

- * 参照指数の値は、その日の末に当社が取得できる最新の参照指数の終値とします。その日が当社の休業日の場合は直前の営業日とします。
- * 指数判定日とは、契約日後到来する毎年の年単位の契約応当日の前日（年金支払開始日後については年金支払開始日の毎年の年単位の応当日の前日）とします。
- * 第1回の指数判定日に応じた基準日は、当社の責任が開始される日から起算して8日後となる日または当社が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日の翌日とし、第2回以後の指数判定日に応じた基準日は、直前の指数判定日とします。【当社の責任が開始される日の詳細はP35をご参照ください】



- ・ 定額部分の年金額の計算にあたって、指数連動部分の年金額を受け取るために必要な額を控除することから、定額部分の年金額は、【指数連動部分付年金特則適用なし】の年金額より小さくなります。
- ・ 追加年金額は毎年の年金支払日に計算され、その計算に用いる上昇率が0%の場合には追加年金額は0となり、その年金支払日においては新たな上乗せはありません。
- ・ 死亡給付金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。
- ・ 契約日から30年後の年金支払日の前日までに（1）または（2）に該当したときは、それ以降、参照指数の判定は行わず、追加年金額は0となります。
 - （1）被保険者が死亡した場合
 - （2）年金の一括払が行われた場合

5 死亡給付金額について

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、基本保険金額と同額を死亡給付金としてお支払いします。ただし、年金総額保証付終身年金の場合は、「即時払年金特則」を適用するため（契約日が年金支払開始日となります。）、死亡給付金のお支払いはありません。

6 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります



- ・ この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、解約や年金の一括払などをする際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

* 市場価格調整、解約控除、為替リスクについてはそれぞれP 18、47、23 をご参照ください。

7 年金の円貨支払額平準化特約について

- 「年金の円貨支払額平準化特約」を付加することにより、主契約の年金を円貨により受け取ることができ、年金の円換算額が円貨支払基準額をこえた場合にはそのこえた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の年金の円換算額が円貨支払基準額を下回った場合には積み立てておいた繰越準備金を上乗せして受け取ることができます。【詳細はP 26 をご参照ください】

8 その他

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度はありません。

積立利率

- 積立利率は、通貨の種類、契約年齢、据置期間、年金の種類および年金支払期間または年金総額保証割合ごとに設定するものとし、当社が積立利率を設定する日の3営業日前の日（＝積立利率計算日）において定めたつぎの率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

米ドル	積立利率計算日の前日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.0%（※）を加えた率を上限とし、最大1.5%（※）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率
豪ドル	積立利率計算日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.5%（※）を加えた率を上限とし、最大1.0%（※）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率
円	積立利率計算日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.5%（※）を加えた率を上限とし、最大1.0%（※）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

※ 指標金利と実際の運用資産との金利差および積立利率計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限および下限を定めています。

- 指標金利は、つぎの利回りとします。

(1) 確定年金の場合

通貨の種類	据置期間	年金支払期間	利回り
米ドル	1年～4年	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限5年）
		15年、20年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
		25年～40年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）および加重平均インデックス利回り（対象年限15年）を単純平均したもの
	5年、6年	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
		15年、20年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）および加重平均インデックス利回り（対象年限15年）を単純平均したもの
		25年～40年	加重平均インデックス利回り（対象年限15年）
	7年～10年	10年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）および加重平均インデックス利回り（対象年限15年）を単純平均したもの
		15年、20年	加重平均インデックス利回り（対象年限15年）
		25年～40年	加重平均インデックス利回り（対象年限15年）および加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの
豪ドル	1年～4年	10年	豪ドル5年金利スワップレートおよび豪ドル10年金利スワップレートを単純平均したもの
		15年、20年	豪ドル10年金利スワップレート
		25年～40年	豪ドル15年金利スワップレート
	5年、6年	10年	豪ドル10年金利スワップレート
		15年、20年	豪ドル10年金利スワップレートおよび豪ドル15年金利スワップレートを単純平均したもの
		25年～40年	豪ドル15年金利スワップレート
	7年～10年	10年	豪ドル10年金利スワップレートおよび豪ドル15年金利スワップレートを単純平均したもの
		15年、20年	豪ドル15年金利スワップレート
		25年～40年	豪ドル15年金利スワップレートおよび豪ドル20年金利スワップレートを単純平均したもの
円	1年～4年	10年	5年の日本国債の流通利回りおよび10年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
		15年、20年	10年の日本国債の流通利回り
		25年～40年	15年の日本国債の流通利回り
	5年、6年	10年	10年の日本国債の流通利回り
		15年、20年	10年の日本国債の流通利回りおよび15年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
		25年～40年	15年の日本国債の流通利回り
	7年～10年	10年	10年の日本国債の流通利回りおよび15年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
		15年、20年	15年の日本国債の流通利回り
		25年～40年	20年の日本国債の流通利回り

(2) 年金総額保証付終身年金の場合

通貨の種類	契約年齢	利回り
米ドル	40 歳～64 歳	加重平均インデックス利回り（対象年限 15 年）
	65 歳～79 歳	加重平均インデックス利回り（対象年限 10 年）
	80 歳～90 歳	加重平均インデックス利回り（対象年限 5 年）および 加重平均インデックス利回り（対象年限 10 年）を単純平均したもの
豪ドル	40 歳～64 歳	豪ドル 15 年金利スワップレート
	65 歳～79 歳	豪ドル 10 年金利スワップレート
	80 歳～90 歳	豪ドル 5 年金利スワップレートおよび 豪ドル 10 年金利スワップレートを単純平均したもの
円	40 歳～64 歳	20 年の日本国債の流通利回り
	65 歳～79 歳	10 年の日本国債の流通利回りおよび 15 年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
	80 歳～90 歳	5 年の日本国債の流通利回りおよび 10 年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの

* 加重平均インデックス利回りとは、つぎの（1）を 10%、（2）を 90%の割合で加重平均して算出した利回りのことをいいます。なお、（1）および（2）の算出において、該当する銘柄がない場合は、線形補間等により算出します。また、（1）および（2）のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

（1）Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後 1 年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

（2）Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後 1 年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

* 豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW）」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

- 積立利率の適用期間は年金の種類に応じてつぎのとおりとし、積立利率の適用期間経過後は契約日における当社所定の利率が適用されます。

確定年金	据置期間と年金支払期間の合計期間（合計期間が 30 年をこえるときは、契約日から契約日の 30 年後における年金支払日の前日までの期間）
年金総額保証付終身年金	契約日から契約日の 30 年後における年金支払日の前日までの期間

- 積立利率は、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。
- 当社は、P16（1）および上表（2）に定める利回りが算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって同利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の 2 か月前までにその旨を保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。

市場価格調整

この保険では、解約をする場合や積立利率の適用期間中に年金の一括払を行う場合などに、市場価格調整を行います。

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額や年金の一括払時の支払額などの計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、適用されている積立利率などに基づき計算された積立金額や未払年金の現価とのかい離を調整することで、運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させます。

1 解約の場合（確定年金の場合の取扱い）

- 解約返還金額の計算に用いる市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率} (\ast 1)}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率} (\ast 2) + \text{当社の定める率} (\ast 3)} \right) \times \text{調整年数} (\ast 4)$$

※1 適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

※2 解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日、契約年齢をこの保険の契約年齢とし、この保険と同一の通貨、据置期間および年金支払期間が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

※3 当社の定める率は、0.10%とします。

※4 調整年数はつぎのとおり計算します。

調整年数
(1) 据置期間と年金支払期間の合計期間が31年以下となる場合 $\begin{aligned} & \text{残存月数} \textcircled{1} \div 12 \\ & + (-2.867 \times \text{適用されている積立利率} + 0.945) \times \text{残存月数} \textcircled{2} \div 12 \\ & - (-2.319 \times \text{適用されている積立利率} + 0.918) \times \text{残存月数} \textcircled{2} \div 24 \end{aligned}$
(2) 据置期間と年金支払期間の合計期間が31年をこえる場合 $\begin{aligned} & \text{残存月数} \textcircled{1} \div 12 \\ & + (-2.867 \times \text{適用されている積立利率} + 0.945) \times \text{残存月数} \textcircled{3} \div 12 \\ & - (-2.319 \times \text{適用されている積立利率} + 0.918) \times (\text{残存月数} \textcircled{3} \div 12)^2 \div (2 \times \text{残存月数} \textcircled{2} \div 12) \end{aligned}$
* 残存月数①とは、解約返還金計算日から据置期間の満了日までの月数（※5）とします。 * 残存月数②とは、年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの月数とします。 * 残存月数③とは、年金支払開始日から積立利率の適用期間の満了日（契約日の30年後における年金支払日の前日）までの月数とします。
※5 1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- 調整年数の計算例（確定年金（据置期間10年、年金支払期間30年[調整年数（2）の場合]）で、適用されている積立利率が2.0%、契約日から1年を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する場合）

・適用されている積立利率	2.0%
・残存月数①	108か月（9年）
・残存月数②	348か月（29年）
・残存月数③	240か月（20年）
調整年数 = $108 \text{ か月} \div 12$	
+ $(-2.867 \times 2.0\% + 0.945) \times (240 \text{ か月} \div 12)$	
- $(-2.319 \times 2.0\% + 0.918) \times (240 \text{ か月} \div 12)^2 \div (2 \times 348 \text{ か月} \div 12)$	
= 20.74 年	

- * 市場価格調整用利率は、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。
- * 解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。
このため、契約日の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

■積立金額に対して控除される率の例（確定年金（据置期間10年、年金支払期間30年）で、適用されている積立利率が2.0%、契約日と解約返還金計算日に適用される市場価格調整用利率が2.0%の場合）

残存年数（※6）	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
控除される率	2.10%	2.01%	1.91%	1.82%	1.72%	1.62%	1.53%	1.43%	1.33%	1.24%

※6 年金支払開始日の前日までの残存年数とします。



- ・市場価格調整の手法により、解約などをする際に、契約日と比して市場金利が上昇した場合は積立金額に市場価格調整を行った額などが減少し、逆に市場金利が低下した場合は積立金額に市場価格調整を行った額などが増加する傾向にあります。
- ・積立金額に市場価格調整を行った額から解約控除の額を差し引いた金額が一時払保険料相当額を上回った場合でも、解約返還金額は基本保険金額が上限となります。

- 解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。【解約返還金額の計算方法の詳細はP36をご参照ください】

$$\text{解約返還金額（※7）} = \text{解約返還金計算日の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{解約控除の額}$$

※7 基本保険金額が上限となります。

2 年金の一括払の場合（積立利率の適用期間中）

- 年金の一括払時の支払額の計算に用いる市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率（※8）}}{1 + \text{一括払請求日の市場価格調整用利率（※9）} + \text{当社の定める率（※10）}} \right)^{\text{調整年数（※11）}}$$

※8 適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、一括払請求日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

※9 一括払請求日の市場価格調整用利率とは、一括払請求日を契約日、契約年齢をこの保険の契約年齢とし、この保険と同一の通貨、据置期間、年金の種類および年金支払期間または年金総額保証割合が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

※10 当社の定める率は、0.10%とします。

※11 調整年数はつぎのとおり計算します。

調整年数
(1) 据置期間と年金支払期間の合計期間（確定年金の場合）または年金支払保証期間（年金総額保証付終身年金の場合）が31年以下となる場合 $(-2.867 \times \text{適用されている積立利率} + 0.945) \times \text{残存月数①} \div 12$ $- (-2.319 \times \text{適用されている積立利率} + 0.918) \times \text{残存月数①} \div 24$
(2) 据置期間と年金支払期間の合計期間（確定年金の場合）または年金支払保証期間（年金総額保証付終身年金の場合）が31年をこえる場合 $(-2.867 \times \text{適用されている積立利率} + 0.945) \times \text{残存月数②} \div 12$ $- (-2.319 \times \text{適用されている積立利率} + 0.918) \times (\text{残存月数②} \div 12)^2 \div (2 \times \text{残存月数①} \div 12)$
* 残存月数①とは、一括払請求日から年金支払期間中（確定年金の場合）または年金支払保証期間中（年金総額保証付終身年金の場合）の最後の年金支払日の前日までの月数（※12）とします。
* 残存月数②とは、一括払請求日から積立利率の適用期間の満了日（契約日の30年後における年金支払日の前日）までの月数（※12）とします。
※12 1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

■調整年数の計算例（確定年金（据置期間 10 年、年金支払期間 30 年〔調整年数（2）の場合〕）で、適用されている積立利率が 2.0%、年金支払開始日から 10 年を経過した年金支払日の前日に年金の一括払時の支払額を計算する場合）

・適用されている積立利率	2.0%
・残存月数①	228 か月（19 年）
・残存月数②	120 か月（10 年）
$\begin{aligned} \text{調整年数} &= (-2.867 \times 2.0\% + 0.945) \times (120 \text{ か月} \div 12) \\ &\quad - (-2.319 \times 2.0\% + 0.918) \times (120 \text{ か月} \div 12)^2 \div (2 \times 228 \text{ か月} \div 12) \\ &= 6.58 \text{ 年} \end{aligned}$	

* 市場価格調整用利率は、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

* 年金の一括払時の支払額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月 1 日と 16 日）と一括払請求日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、契約日の市場金利と一括払請求日の市場金利が同一であっても、一括払請求日の未払年金の現価（市場価格調整の対象となる部分）に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。【未払年金の現価の詳細は P38、40 をご参照ください。】

■未払年金の現価に対して控除される率の例（確定年金（据置期間 10 年、年金支払期間 30 年）で、適用されている積立利率が 2.0%、契約日と一括払請求日に適用される市場価格調整用利率が 2.0% の場合）

残存年数（※13）	20 年	19 年	18 年	17 年	16 年	15 年	14 年	13 年	12 年	11 年
控除される率	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%
残存年数（※13）	10 年	9 年	8 年	7 年	6 年	5 年	4 年	3 年	2 年	1 年
控除される率	0.64%	0.59%	0.53%	0.48%	0.42%	0.36%	0.29%	0.23%	0.16%	0.08%

※13 積立利率の適用期間の満了日までの残存年数とします。上記の例においては、据置期間 10 年、積立利率の適用期間が 30 年のため、残存年数は 20 年から表示しております。



・市場価格調整の手法により、年金の一括払をする際に、契約日と比して市場金利が上昇した場合は未払年金の現価に市場価格調整を行った額が減少し、逆に市場金利が低下した場合は未払年金の現価に市場価格調整を行った額が増加する傾向にあります。

●年金の一括払時の支払額の計算方法の詳細は P38、40 をご参照ください。

参照指数

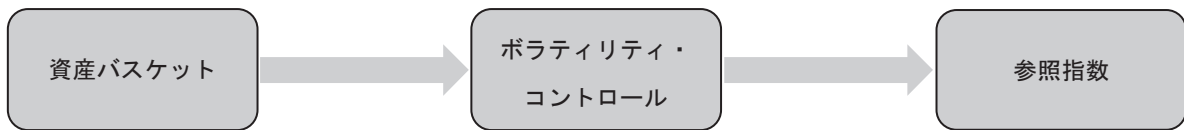
1 参照指数について

- 参照指数とは、世界の債券および株式を投資対象資産とし、指数助言会社による資産配分の見直しおよび所定のルールに基づくボラティリティ・コントロールが行われる投資戦略の運用成果を示す指数のことです。指定通貨に応じてつぎのとおりとします。

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
指数の名称	世界資産分散投資指数（米ドル）	世界資産分散投資指数（豪ドル）	世界資産分散投資指数（円）
指数の名称 （英文）	Global Asset Diversification Strategy Series V F USD	Global Asset Diversification Strategy Series V F AUD	Global Asset Diversification Strategy Series V F JPY
指数スポンサー	ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「GSI」といいます。）		
指数助言会社	バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社（以下「VTX」といいます。）		

2 参照指数のしくみ

- 参照指数のしくみについては、以下のとおりです。



(1) 資産バスケット

- 世界の債券および株式を投資対象資産とします。

資産クラス	対象資産	構成要素
債券	国内債券	日本の国債市場の先物に対するロール戦略指数
	先進国債券	米・独・英・加・豪の国債市場の先物に対するロール戦略指数
株式	国内株式	日本の株式市場の先物に対するロール戦略指数
	先進国株式	米・欧・英・加・豪の株式市場の先物に対するロール戦略指数
	新興国株式	新興国の株式市場の先物に対するロール戦略指数

- 指数助言会社である VTX は、独自の定量モデルを活用した運用プロセスを通じて各資産への配分比率を決定します。当該運用プロセスは、基本資産配分戦略、戦略的資産配分戦略および機動的資産配分戦略からなる3つの資産配分戦略で構成されます。なお、各資産への配分比率の合計は100%を上回る場合があります。
- 基本資産配分戦略では、各投資対象資産からバランスよく収益を獲得することで、長期的にリスクに対して効率的なリターンを獲得することをめざします。各投資対象資産の値動きが資産配分全体に与える影響が概ね均等になる資産配分をベースとして、事前に定められたリスク水準の範囲内で期待リターンが最大となる資産配分を月次で決定します。
- 戦略的資産配分戦略では、基本資産配分戦略からの更なるパフォーマンス向上を目指します。複数の定量モデルによって足元の経済環境・市場環境などを分析し、資産配分を月次または週次で調整します。
- 機動的資産配分戦略では、複数の定量モデルを活用し、投資対象資産の急落リスクを予測します。モデルの予測に基づいて資産配分を日次で機動的に調整することで、資産全体の大きな損失回避を目指します。
- これらの資産配分戦略により決定される資産配分比率を、「資産バスケット」といいます。（資産バスケットは、短期金利を控除したエクセス・リターンベースで計算されます。）資産バスケットは円建てで計算されます。

(2) ボラティリティ・コントロール

- 資産バスケットについて過去約3か月を遡りボラティリティ（価格変動率）を計測し、当該ボラティリティが年率3%となるように資産バスケットのポジション量を調整します。年率3%を上回る場合には、資産バスケットのポジション量を減少させ、その減少した分は短期金融資産（現金）に振り替えます。（当該短期金融資産にかかる利回りはゼロとします。）年率3%以下の場合には、資産バスケットのポジション量を最大100%とします。以下、当該ルールに基づき構成される資産配分を「ボラティリティ・コントロール戦略（円）」といいます。
- ボラティリティ・コントロール戦略（米ドル）は、ボラティリティ・コントロール戦略（円）の日々の損益部分に対して、対米ドルで換算を行い計算します。ボラティリティ・コントロール戦略（豪ドル）は、ボラティリティ・コントロール戦略（円）の日々の損益部分に対して、対豪ドルで換算を行い計算します。
- ボラティリティ・コントロール戦略（円）、ボラティリティ・コントロール戦略（米ドル）およびボラティリティ・コントロール戦略（豪ドル）は、以下、個別にまたは総称して「ボラティリティ・コントロール戦略」といいます。

- * 将来のボラティリティが一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、年率3%の収益を目標としていることを意味するものではありません。投資環境によっては、参照指数のボラティリティが当初意図した水準を下回るもしくは上回る場合があります。

(3) 参照指数

- 各東京営業日に、一番直近に取得できるボラティリティ・コントロール戦略の価額を、当該東京営業日における参照指数の価額とします。通常は、各構成要素にかかる2営業日前の終値を基にしています。
- 参照指数の計算にあたり、複製コスト（事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。
- * 複製コストは、参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。



・ 参照指数の内容は 2025 年 2 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

3 その他



・ 当社は、この保険のために指定した参照指数を、その参照指数が消滅する等の理由により将来変更することがあります。この場合、当社は、参照指数を変更する日の2か月前までに、新たな参照指数の内容および参照指数を変更する日について保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。

参照指数にかかる留意事項はP54 をご参照ください。

為替リスク

◆指定通貨が外貨の場合に生じるリスクです。

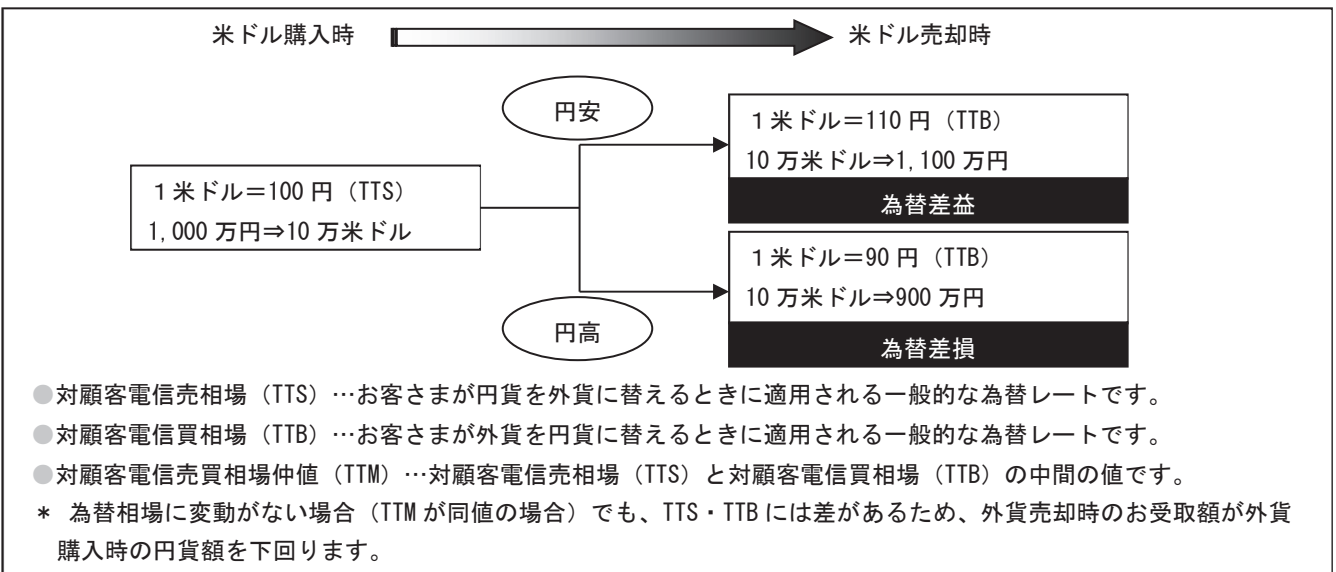
- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
- この保険は、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響を受けます。



・為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額を下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

- この保険にかかる為替リスクは、保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人に帰属します。

■為替リスクの例（米ドルの場合）



保険料円貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、円貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

- 円貨でお払い込みいただく金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※２）を上限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「TTM+50 銭」とします。（2025 年 4 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

- この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

保険料外貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、指定通貨と異なる外貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

- お払い込みいただける通貨の種類は、指定通貨が米ドルの場合は豪ドル、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルとなります。

- 指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただく金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、外貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示するお払い込みいただく外貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※２）で除することによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「(払込通貨の TTM-25 銭) ÷ (指定通貨の TTM+25 銭)」とします。（2025 年 4 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

- この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

円貨支払特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約の死亡給付金などを円貨により受け取ることができます。

- この特約は、死亡給付金などのご請求の際に、死亡給付金受取人などからのお申出により付加できます。
- 外貨建の死亡給付金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※１）を下限とする当社所定の為替レート（※２）となります。

※１ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※２ 「TTM-50 銭」とします。（2025 年 4 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

■お申出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつぎのとおりとなります。

項目	お申出いただく方	円貨に換算する日
①死亡給付金	死亡給付金受取人	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※３）
②解約返還金	保険契約者	
③年金の一括払時の支払金（※４）	年金受取人	
④その他の返還金（※５）	保険契約者	返還金を当社が支払う日

※３ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※４ 年金の分割払中に年金の一括払が請求された場合における、未払分割払金の現価も同様の取扱いとします。

※５ 年金の分割払中に主契約が消滅した場合（年金の一括払により消滅した場合を除きます。）における、未払分割払金の現価も同様の取扱いとします。

年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約の年金を円貨により受け取ることができます。

- この特約は、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）からのお申出により付加できます。
- 外貨建の年金（分割払が行われている場合は分割払金）の円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日（分割払が行われている場合は分割払日）（※１）（※２）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※３）を下限とする当社所定の為替レート（※４）となります。

※１ 年金総額保証付終身年金の場合の第１回の年金（分割払が行われている場合は第１回の分割払金）（当社所定の利率による利息があればそれを含みます。）については、年金支払開始日の１か月後の月単位の応当日（分割払が行われている場合は第１回の分割払日）とします。

※２ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※３ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※４ 「TTM」とします。（2025 年 4 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

- この特約を解約した場合、指定通貨によるお受取りとなります。



・年金（分割払金）を毎回の年金支払日（分割払日）における当社所定の為替レートで円貨に換算します。したがって、為替相場の変動による影響があることから、円貨での受取額は変動します。

年金の円貨支払額平準化特約

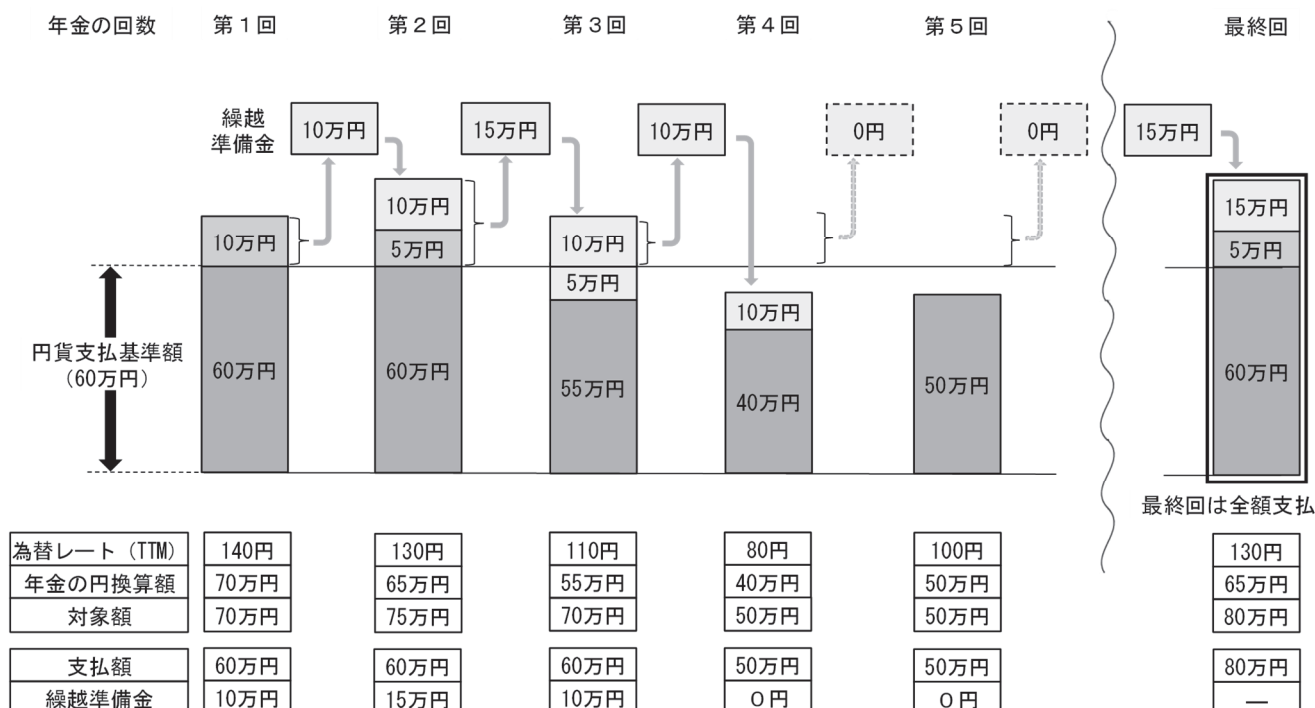
◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約の年金を円貨により受け取ることができ、年金の円換算額が円貨支払基準額をこえた場合にはそのこえた金額を繰越準備金として円貨で積み立てておき、次回以降の年金の円換算額が円貨支払基準額を下回った場合には積み立てておいた繰越準備金を上乗せして受け取ることができます。

- この特約は、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人とします。以下同じ。）からのお申出により付加できます。
- この特約の付加日は、ご契約の締結の際に付加したときは主契約の契約日、ご契約の締結後に付加したときは当社がこの特約の付加のお申込みを承諾した日とします。
- この特約は、特約の付加日以後に支払われる年金（分割払が行われている場合は分割払金）から適用されます。
- 円貨支払基準額は、この特約の締結の際に、当社所定の範囲内で保険契約者にご指定いただきます。また、円貨支払基準額の変更を取り扱います。

■イメージ図（繰越準備金の利息は省略しています）

【主契約の年金額が5,000米ドル、円貨支払基準額が60万円の場合】



- 年金（分割払が行われている場合は分割払金）の支払額はつぎのとおりとします。

対象額が円貨支払基準額以上となる場合	円貨支払基準額
対象額が円貨支払基準額未満となる場合	対象額

* 対象額とは、主契約の年金（分割払が行われている場合は分割払金）を年金支払日（分割払が行われている場合は分割払日）（※1）における当社所定の為替レート（※2）を用いて円貨に換算した金額に、繰越準備金を加えた金額のことをいいます。

なお、年金総額保証付終身年金の場合の第1回の年金（分割払が行われている場合は第1回の分割払金）（当社所定の利率による利息があればそれを含みます。）については、年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日（分割払が行われている場合は第1回の分割払日）（※1）における当社所定の為替レート（※2）を用いて対象額を計算します。

- 対象額が円貨支払基準額以上となる場合、対象額から円貨支払基準額を差し引いた金額は、繰越準備金として当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります。）による利息をつけて積み立てます。

ただし、つぎのいずれかの場合には、年金受取人にお支払いします。

- (1) 確定年金の場合で年金支払期間中の最終回の年金（分割払が行われている場合は最終回の分割払金）を支払うとき
- (2) 年金総額保証付終身年金の場合で年金支払保証期間中に被保険者が死亡し、年金支払保証期間中の最終回の年金（分割払が行われている場合は最終回の分割払金）を支払うとき

- 年金の一括払の請求が行われた場合で、繰越準備金が積み立てられているときは、主契約の年金の一括払時の支払金に、一括払請求日における繰越準備金を一括払請求日（※１）における当社所定の為替レート（※３）を用いて指定通貨に換算した金額を加えた金額を、年金の一括払時の支払金として年金受取人にお支払いします。
 - * 「円貨支払特約」を付加する場合は、主契約の年金の一括払時の支払金を円貨に換算した金額に、一括払請求日における繰越準備金を加えた金額を、年金の一括払時の支払金として年金受取人にお支払いします。【円貨支払特約の詳細はP 25 をご参照ください】
 - この特約はいつでも将来に向って解約することができます。特約を解約した場合で、繰越準備金が積み立てられているときは、年金受取人にお支払いします。
 - この特約を解約した場合、その後の年金（分割払が行われている場合は分割払金）は指定通貨によるお受取りとなります。この場合、「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」を付加することにより、年金（分割払が行われている場合は分割払金）を引き続き円貨で受け取ることが可能です。【年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）の詳細はP 25 をご参照ください】
 - つぎのいずれかの場合は、この特約は消滅したものとみなします。
 - （１）年金総額保証付終身年金の場合で、年金支払保証期間中の最後の年金支払日後（分割払が行われている場合は最後の分割払日後）に被保険者が死亡したことによって主契約が消滅したとき
 - （２）年金の一括払が行われたとき
 - （３）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - * 上記（１）により特約が消滅する場合で、繰越準備金が積み立てられているときは、年金受取人にお支払いします。
- ※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- ※２ 当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※４）を下限とする当社所定の為替レート（※５）とします。
- ※３ 当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※４）を上限とする当社所定の為替レート（※５）とします。
- ※４ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
- ※５ 「TTM」とします。（2025 年 4 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」および「年金の円貨支払額平準化特約」については、2025 年 4 月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

保険契約者代理特約

この特約を付加することにより、保険契約者（年金支払に移行後は、年金の受取人とします。以下同じ。）が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。以下同じ。）および当社の承諾を得てあらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

① 代理手続きができる場合

- 保険契約者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わってご契約に関する手続きを行うことができます。

- (1) 認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- (2) (1)に準じる状態であると当社が認めた場合

② 代理手続きの対象となる手続き

- 保険契約者代理人は、保険契約の解約等、保険契約者が行うことができる手続きを代理することができます。(※)ただし、つぎの手続きは代理手続きの対象外です。

- ・ 保険契約者の変更
- ・ 保険金等の受取人の変更
- ・ 保険契約者代理人の変更

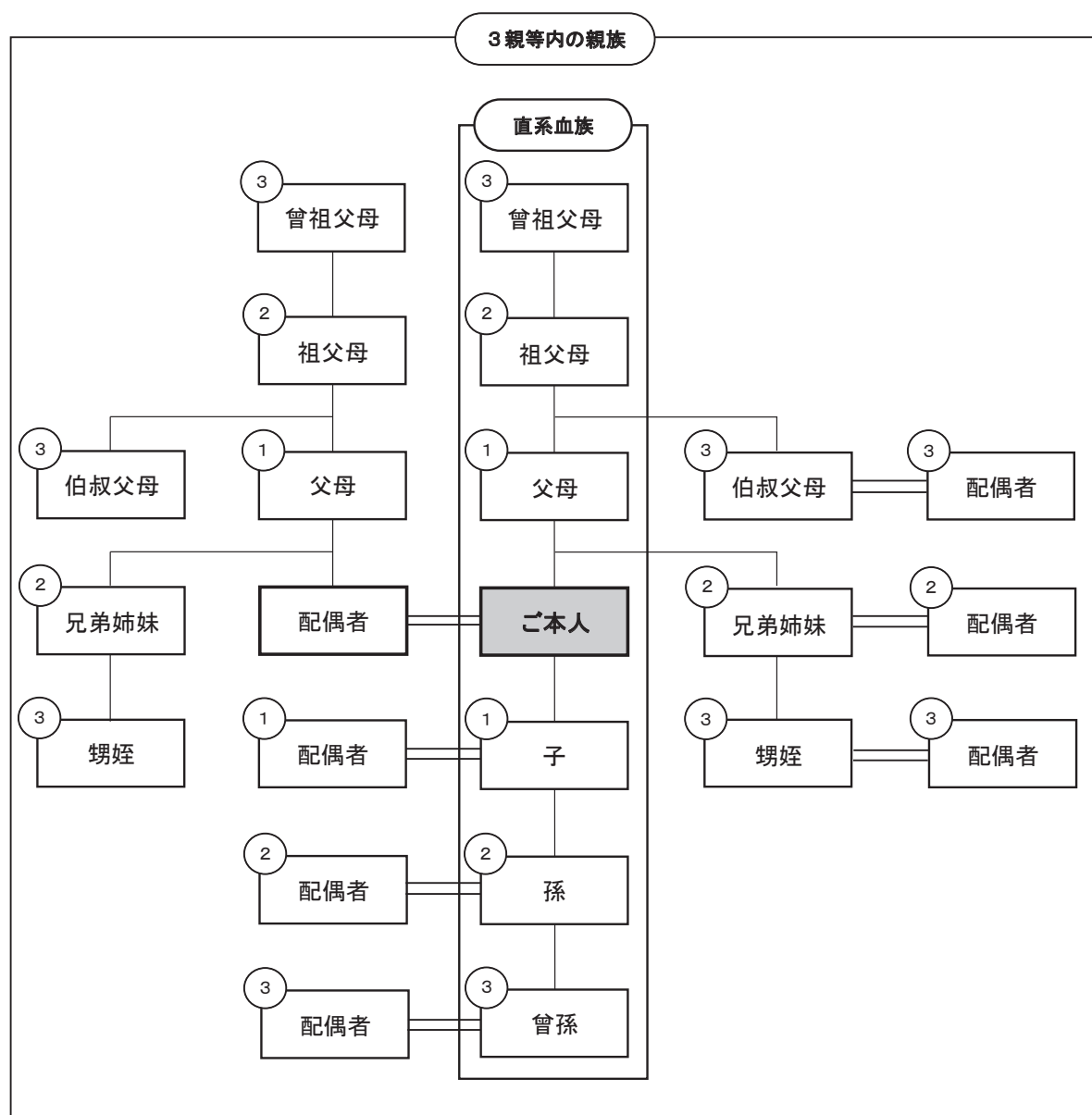
※ 保険契約者と保険金等の受取人が同一人の場合、保険金等の受取人が行うことができる請求手続きも代理することができます。

③ 保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

- (1) 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 保険契約者の直系血族
 - (3) 保険契約者の3親等内の親族
 - (4) 保険契約者と同居または生計を一にしている方
 - (5) 保険契約者の財産管理を行っている方
 - (6) 被保険者
 - (7) 保険金等の受取人
 - (8) その他(4)～(7)と同等の関係がある方
- * (4)～(8)は当社が認めた方に限ります。

- 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合も、手続時において、上記の範囲内に該当することが必要です。



●故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者をご契約に関する手続きができない状態に該当させた者は、代理手続きを行うことはできません。



- ・保険契約者が法人である場合は、この特約の付加はできません。
- ・保険契約者代理人からの申出に基づいて代理手続きを行った場合、当社から保険契約者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、代理手続きの内容について保険契約者代理人しか了知しない状況で、以後の契約内容が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- ・代理手続きにより保険金などの諸支払金をお支払いした場合には、その後同一の諸支払金の請求を受けても、重複してお支払いはしません。

◆ お問い合わせ

もしものときに保険契約者代理人が保険契約者の意向に沿った手続きができるように、保険契約者代理人を指定されるときや変更されるときには、保険契約者代理人になられる方へ、事前にご契約内容および保険契約者代理人が代理できる手続きの内容等についてお伝えください。

死亡給付金および年金のお支払い

死亡給付金のお支払い

この保険における死亡給付金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。ただし、年金総額保証付終身年金の場合は、「即時払年金特則」を適用するため（契約日が年金支払開始日となります。）、死亡給付金のお支払いはありません。

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	基本保険金額	死亡給付金受取人

年金のお支払い

1 年金のお支払い

●年金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人（※1）
	被保険者が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡した場合で、その死亡した日後の年金支払期間中の年金支払日が到来したとき		
終身年金総額保証付（※2）	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき 被保険者が年金支払開始日から年金支払保証期間（※3）中の最後の年金支払日の前日までに死亡した場合で、その死亡した日後の年金支払保証期間中の年金支払日が到来したとき	年金額	年金受取人（※1）

※1 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡したときは、後継年金受取人が新たな年金受取人となります。【詳細はP41をご参照ください】

※2 年金総額保証付終身年金（「即時払年金特則」を適用）の場合は、第1回の年金は契約日（年金支払開始日）の1か月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日）に当社所定の利率による利息をつけた金額をお支払いします。

※3 年金支払開始日から被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額（【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合は定額部分の年金額の合計額）が初めて基本保険金額に年金総額保証割合を乗じた金額以上となる年金支払日の属する保険年度の末日までの期間をいいます。【年金総額保証割合の詳細はP31をご参照ください。】

2 年金額

●年金額は、「指数連動部分付年金特則」の適用の有無に応じてつぎのとおりです。

【指数連動部分付年金特則適用なし】の場合

●年金額は、基本保険金額をもとに、契約日における積立利率、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）などに基づき計算した金額となります。

【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合

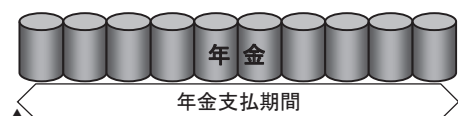
●年金額は、つぎの（1）と（2）の合計額となります。【年金額の詳細はP14をご参照ください。】

（1）定額部分の年金額：基本保険金額をもとに、契約日における積立利率、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）などに基づき当社の定める方法により計算した金額

（2）指数連動部分の年金額：第1回の年金支払日からその年金支払日までの追加年金額を累計した金額

3 年金の種類

○確定年金

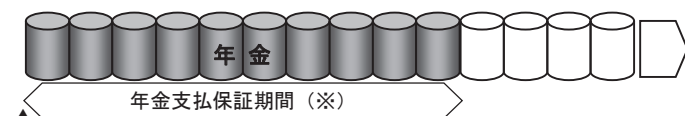


▲ 年金支払開始日

* 年金支払期間 10 年の場合

- あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間は 10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、35 年、40 年から選択いただきます。(年金支払期間中に被保険者が死亡した場合でも、継続して年金をお支払いします。)

○年金総額保証付終身年金



▲ 契約日 (年金支払開始日)

※ 被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額
【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合は定額部分の年金
額の合計額) が初めて「基本保険金額×年金総額保証割合」
以上となる年金支払日の属する保険年度の末日までの期間

- 被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。
- 年金支払保証期間中に被保険者が死亡したときは、年金支払保証期間中に限り継続して年金をお支払いします。
- 年金総額保証割合は、指定通貨が米ドルおよび豪ドルの場合は 100%、110%、120%から選択いただき、円の場合は 100%とします。

* 年金の種類、年金支払期間および年金総額保証割合の変更はできません。

4 年金の分割払

- 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金の分割払を請求することができます。【P32 をご参照ください】

5 年金の一括払

- 年金受取人は、年金支払開始日以後、年金のお支払いにかえて、年金の一括払を請求することができます。【P38 をご参照ください】

年金の分割払

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人とします。以下同じ。）は、年金の分割払を請求することができます。この場合、分割払金額が当社所定の金額以上となるよう、分割払回数をご指定いただきます。なお、支払事由の生じた年金を、指定された分割払回数に分割してお支払いします。
- 分割払日は、分割払回数や年金の種類に応じてそれぞれつぎのとおりとします。
 なお、各分割払日における支払金（以下「分割払金」といいます。）の額は、年金額をもとに、分割払回数に応じて、当社の定める方法により、同一保険年度における各分割払金額が同額となるよう計算した金額とします。

分割払回数	分割払日	
	・ 確定年金 ・ 年金総額保証付終身年金（第2回以後の年金）	・ 年金総額保証付終身年金（第1回の年金）
年2回払	各保険年度における年金支払日およびその年金支払日の6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日とします。以下同じ。）	年金支払開始日の1か月後、6か月後の月単位の応当日
年4回払	各保険年度における年金支払日およびその年金支払日の3か月後、6か月後、9か月後の月単位の応当日	年金支払開始日の1か月後、3か月後、6か月後、9か月後の月単位の応当日
年6回払 （奇数月払）	各保険年度における1月、3月、5月、7月、9月、11月の年金支払日の月単位の応当日（年金支払日が奇数月の場合は年金支払日を含みます。）	年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日以後の第1保険年度における1月、3月、5月、7月、9月、11月の年金支払開始日の月単位の応当日（※1）
年6回払 （偶数月払）	各保険年度における2月、4月、6月、8月、10月、12月の年金支払日の月単位の応当日（年金支払日が偶数月の場合は年金支払日を含みます。）	年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日以後の第1保険年度における2月、4月、6月、8月、10月、12月の年金支払開始日の月単位の応当日（※1）
年12回払	各保険年度における年金支払日およびその年金支払日の毎月の月単位の応当日	年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日以後の第1保険年度における年金支払開始日の毎月の月単位の応当日（※2）

※1 第1回の分割払日が年金支払開始日の2か月後の月単位の応当日となるときは、第1回の分割払日において、第1回および第2回の分割払金をお支払いします。

※2 第1回の分割払日において、第1回および第2回の分割払金をお支払いします。

* 年金総額保証付終身年金（第1回の年金）の場合における第1回の分割払金については、分割払金額に年金支払開始日から第1回の分割払日までの当社所定の利率による利息をつけた金額をお支払いします。（分割払回数が年6回払の場合で、第1回の分割払日が年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日となる場合を除きます。）

- 年金の分割払中に年金の一括払が行われた場合または主契約が消滅した場合で、未払分割払金があるときは、未払分割払金の現価を年金受取人にお支払いします。
- 保険契約者は、当社所定の範囲内で、分割払回数の変更（年金の分割払の中止を含みます。）を請求することができます。この場合、翌保険年度の年金から変更後の取扱いを適用します。

■分割払のイメージ（年金支払日が4月1日の場合）

【確定年金】

	分割払日													
分割払回数	4 / 1	5 / 1	6 / 1	7 / 1	8 / 1	9 / 1	10 / 1	11 / 1	12 / 1	1 / 1	2 / 1	3 / 1	4 / 1	…
年 2 回払	●						●						●	…
年 4 回払	●			●			●			●			●	
年 6 回払（奇数月払）		●		●		●		●		●		●		
年 6 回払（偶数月払）	●		●		●		●		●		●		●	
年 12 回払	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
参考: 分割払を行わない場合	●												●	

【年金総額保証付終身年金】

分割払回数	分割払日													第2保険年度	
	第1保険年度														
	4 / 1	5 / 1	6 / 1	7 / 1	8 / 1	9 / 1	10 / 1	11 / 1	12 / 1	1 / 1	2 / 1	3 / 1	4 / 1	…	
年2回払		●					●						確定年金 と同様		
年4回払		●		●			●			●					
年6回払（奇数月払）		●		●		●		●		●		●			
年6回払（偶数月払）			●●		●		●		●		●				
年12回払		●●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
参考: 分割払を行わない場合		●													

死亡給付金および年金をお支払いできない場合



・つぎの①～⑥のいずれかに該当する場合、死亡給付金および年金をお支払いできません。また、死亡給付金および年金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

	免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
		金額	返還先
免責となる場合 (死亡給付金)	①保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき(被保険者が自殺したときを除きます。)	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額	保険契約者
	②死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡したとき(被保険者が自殺したときおよび①のときを除きます。)	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額 (※1)(※2)	保険契約者
	③戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額 (※2)(※3)	保険契約者
ご契約が消滅 する場合	④重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日の解約返還金と同額。ただし、被保険者死亡のときは死亡した日の解約返還金と同額。また、年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額。	保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)
	⑤ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契約を取り消したとき	なし(保険料の払戻しはありません。)	なし
	⑥死亡給付金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効になったとき	なし(保険料の払戻しはありません。)	なし

※1 死亡給付金の一部の受取人の故意による場合は、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額(※2)と同額の返還金を保険契約者にお支払いします。

※2 死亡給付金額を限度とします。

※3 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡給付金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。(この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額(※2)を下回ることはありません。)

■重大事由とはつぎの場合をいいます。(免責・消滅事由④の内容)

(1) 保険契約者または死亡給付金受取人がご契約の死亡給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

(2) このご契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が反社会的勢力(※4)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※5)を有していると認められるとき

※4 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※5 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

(4) (1)～(3)のほか、当社の保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

* 上記に定める事由が生じた後に、年金または死亡給付金のお支払事由が生じていたときは、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。(※3)の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、年金または死亡給付金のうち、(3)に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた年金または死亡給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金(年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額)を保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)にお支払いします。また、すでに年金または死亡給付金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

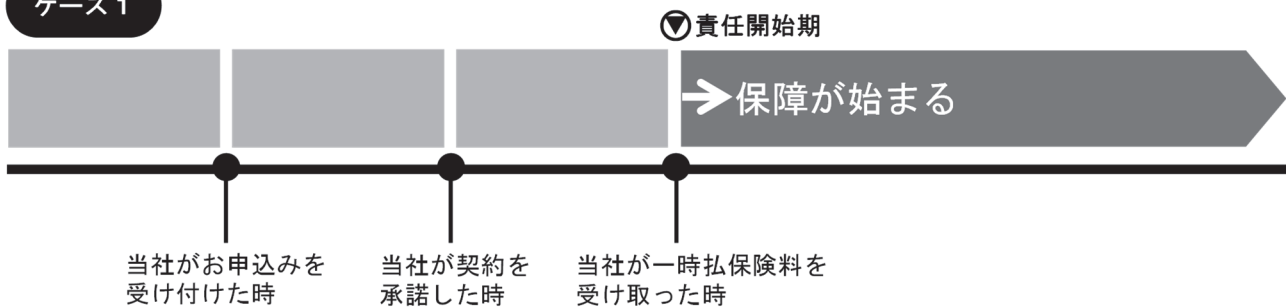
ご契約のお申込み後または死亡給付金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

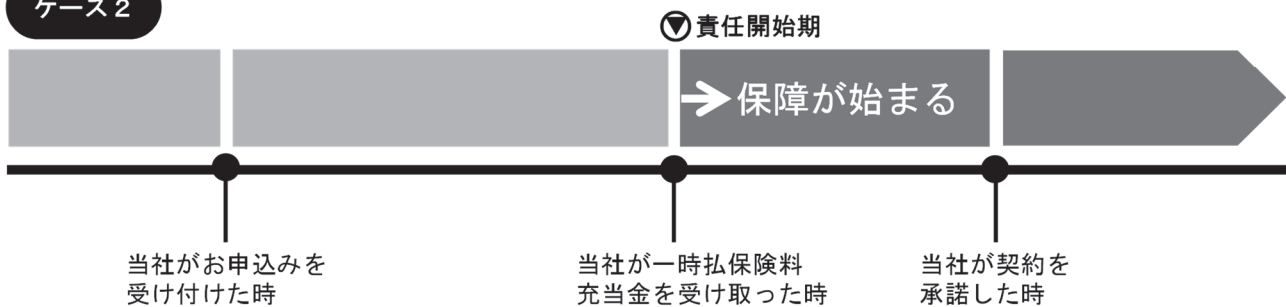
ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

ケース 1



ケース 2



■ 契約日について

- この保険の契約日は、当社の責任が開始される日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

◆確定年金の場合の取扱いです。年金総額保証付終身年金の場合は、契約日（年金支払開始日）以後、年金の一括払を取り扱います。（解約の取扱いはありません）。【年金の一括払請求の詳細はP38をご参照ください】

1 解約

- 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、ご契約を解約することができます。
- ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。（※1）請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

※1 インターネットによる解約手続きを行うこともできます。この場合、インターネットによる請求を当社が受け付けた日を「請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日」とみなします。

2 解約返還金

- ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
 - 解約返還金額は、つぎの(1)の額から、(2)の額を差し引いて計算されます。ただし、基本保険金額が上限となります。
- (1) 解約返還金計算日の積立金額 × (1 - 市場価格調整率)
- (2) 解約控除の額（この保険の基本保険金額に解約控除率（※2）を乗じた額）
- ※2 解約控除率は、適用されている積立利率および経過年数などに応じた率となります。【詳細はP47をご参照ください】

■(1)の額の計算例（指定通貨が米ドル、確定年金（据置期間10年、年金支払期間30年）で、適用されている積立利率が2.0%、契約日から1年を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する場合）

●例1

- ・解約返還金計算日の積立金額 (①) 100,000 米ドル
- ・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率 (②) 2.0%
- ・解約返還金計算日の市場価格調整用利率 (③) 3.0%
- ・調整年数 (④) 20.74 年

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1 + ②}{1 + ③ + 0.10\%} \right)^{④} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 0.02}{1 + 0.03 + 0.001} \right)^{20.74} \\ &= 0.1995 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(1)の額} &= ① \times (1 - ⑤) \\ &= 100,000 \text{ 米ドル} \times (1 - 0.1995) \\ &= 80,050 \text{ 米ドル} \end{aligned}$$

●例2

- ・解約返還金計算日の積立金額 (①) 100,000 米ドル
- ・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率 (②) 2.0%
- ・解約返還金計算日の市場価格調整用利率 (③) 1.0%
- ・調整年数 (④) 20.74 年

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1 + ②}{1 + ③ + 0.10\%} \right)^{④} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 0.02}{1 + 0.01 + 0.001} \right)^{20.74} \\ &= -0.2018 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(1)の額} &= ① \times (1 - ⑤) \\ &= 100,000 \text{ 米ドル} \times (1 - (-0.2018)) \\ &= 120,180 \text{ 米ドル} \end{aligned}$$

* 上記の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

* 市場価格調整率および調整年数の詳細はP18をご参照ください。

■解約返還金額例（指定通貨が米ドル、女性 60 歳、確定年金（据置期間 10 年、年金支払期間 30 年）で、基本保険金額（＝一時払保険料）が 100,000 米ドル、適用されている積立利率が 3.5%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 3.5%の場合）

契約日からの 経過期間	積立金額 (米ドル)	解約返還金額（米ドル）				
		市場価格調整用利率の変動幅				
		3.0%上昇	1.0%上昇	同水準	1.0%低下	3.0%低下
<参考> 1 日	100,009	—	—	92,998	—	—
1 年	103,513	52,801	79,252	97,030	100,000	100,000
3 年	110,953	61,654	88,189	100,000	100,000	100,000
5 年	119,188	71,745	98,099	100,000	100,000	100,000
7 年	128,325	83,297	100,000	100,000	100,000	100,000
9 年	138,178	96,360	100,000	100,000	100,000	100,000

- * 「市場価格調整用利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の市場価格調整用利率」と「適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率」との差のことをいいます。例示の市場価格調整用利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。【詳細は P 18 をご参照ください】
- * 積立金額および解約返還金額は、契約日からの経過期間が 1 日の場合は契約日の金額を、1 年から 9 年の場合は年単位の契約応当日の金額を例示しています。また、解約返還金額は、解約控除（この保険の基本保険金額×解約控除率）を差し引いて計算しています。【詳細は P 47 をご参照ください】
- * 積立金額および解約返還金額の数値は、1 米ドル未満切捨てにより表示しています。
- * 契約日からの経過期間が 1 日の場合の金額を例示していますが、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して 8 日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。【詳細は P 7 をご参照ください】



- ・解約返還金額は基本保険金額が上限となります。
- ・市場価格調整を行うこと、解約をする際に解約控除がかかることなどの理由により、ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- ②死亡給付金受取人がこのご契約の死亡給付金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡給付金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡給付金受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

* 解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合は、上記取扱いはありません。

年金の一括払請求

1 年金の一括払請求

- 年金受取人は、年金の一括払を請求することができます。年金の種類に応じてつぎのとおり取り扱います。

年金の種類	取扱期間	年金の一括払後の取扱い
確定年金	年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日まで	ご契約は消滅します。
年金総額保証付 終身年金	年金支払開始日から年金支払保証期間中の最後の年金支払日の前日まで	年金支払保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続してお支払いします。 年金の一括払が行われた後、残余年金支払保証期間中に被保険者が死亡したときは、その死亡時にご契約は消滅します。

- 年金の一括払を請求する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類がお客様サービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を一括払請求日とし、その日の未払年金の現価を基準として年金の一括払時の支払額を計算します。

2 年金の一括払時の支払額

【指数連動部分付年金特則適用なし】の場合

- 年金の一括払時の支払額は、つぎのとおりです。
 - (1) 一括払請求日に積立利率が適用されている場合
 - つぎの①の額から、②の額を差し引いて計算されます。
 - ① 一括払請求日の未払年金の現価（※1） × （1 - 市場価格調整率）
 - ② 解約控除の額（この保険の基本保険金額に解約控除率（※2）を乗じた額）
 - (2) 一括払請求日に積立利率が適用されていない場合
 - 一括払請求日の未払年金の現価（※1）

※1 未払年金の現価は、年金の種類に応じてつぎのとおりとします。

確定年金	残余年金支払期間の未払年金の現価
年金総額保証付終身年金	残余年金支払保証期間の未払年金の現価

※2 解約控除率は、適用されている積立利率および経過年数などに応じた率となります。なお、契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。【詳細はP47をご参照ください】

* 積立利率の適用期間の詳細はP9「商品のイメージ図」およびP10「**2** 積立利率について」をご参照ください。

■ (1) の①の額の計算例（指定通貨が米ドル、確定年金（据置期間 10 年、年金支払期間 30 年）で、適用されている積立利率が 2.0%、年金支払開始日から 10 年を経過した年金支払日の前日に年金の一括払時の支払額を計算する場合）

●例 1 - 一括払請求日の未払年金の現価 (①) 100,000 米ドル - 適用されている積立利率の算出時の 市場価格調整用利率 (②) 2.0% - 一括払請求日の 市場価格調整用利率 (③) 3.0% - 調整年数 (④) 6.58 年 $\begin{aligned} \text{市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1 + ②}{1 + ③ + 0.10\%} \right)^{④} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 0.02}{1 + 0.03 + 0.001} \right)^{6.58} \\ &= 0.0682 \end{aligned}$ (1) の①の額 = ① × (1 - ⑤) = 100,000 米ドル × (1 - 0.0682) = 93,180 米ドル	●例 2 - 一括払請求日の未払年金の現価 (①) 100,000 米ドル - 適用されている積立利率の算出時の 市場価格調整用利率 (②) 2.0% - 一括払請求日の 市場価格調整用利率 (③) 1.0% - 調整年数 (④) 6.58 年 $\begin{aligned} \text{市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1 + ②}{1 + ③ + 0.10\%} \right)^{④} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 0.02}{1 + 0.01 + 0.001} \right)^{6.58} \\ &= -0.0601 \end{aligned}$ (1) の①の額 = ① × (1 - ⑤) = 100,000 米ドル × (1 - (-0.0601)) = 106,010 米ドル
---	--

* 上記の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

* 市場価格調整率および調整年数の詳細は P19 をご参照ください。

■年金の一括払時の支払額例

つぎの 2 つの表においては下記のことにご留意ください。

- * 「市場価格調整用利率の変動幅」とは、「一括払請求日の市場価格調整用利率」と「適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率」との差のことをいいます。例示の市場価格調整用利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の支払額が例示の金額を下回る場合があります。【詳細は P19 をご参照ください】
- * 未払年金の現価および年金の一括払時の支払額は、年金支払日の金額を例示しています。
- * 未払年金の現価および年金の一括払時の支払額の数値は、1 米ドル未満切捨てにより表示しています。

●確定年金（据置期間 10 年、年金支払期間 30 年）の場合

（指定通貨が米ドル、女性 60 歳、基本保険金額（＝一時払保険料）が 100,000 米ドル、適用されている積立利率が 3.5%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 3.5%、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）が 0.5%の場合）

年金支払 開始日からの 経過年数	残余年金支払期間の 未払年金の現価 (米ドル)	年金の一括払時の支払額（米ドル）					お支払いした 年金の総額 (米ドル) [回数]
		市場価格調整用利率の変動幅					
		3.0%上昇	1.0%上昇	同水準	1.0%低下	3.0%低下	
1 年	133,828	97,836	119,622	132,463	146,828	180,950	14,602 [2 回]
5 年	122,707	94,903	111,916	121,680	132,402	157,156	43,807 [6 回]
10 年	106,471	88,665	99,715	105,835	112,396	126,989	80,313 [11 回]
15 年	87,187	78,802	84,086	86,899	89,835	96,104	116,819 [16 回]
20 年	64,124	64,124					153,325 [21 回]
25 年	28,855	28,855					189,831 [26 回]
<参考>29 年	—	—					219,036 [30 回]

* 市場価格調整は、積立利率の適用期間経過後（上記の例においては、年金支払開始日からの経過年数が 20 年以上）は行いません。

* 年金の一括払は、年金支払期間中の最後の年金支払日（上記の例においては、年金支払開始日からの経過年数が 29 年となる年金支払日）の前日までの取扱いとなります。

●年金総額保証付終身年金（年金総額保証割合 100%）の場合

（指定通貨が米ドル、女性 60 歳、基本保険金額（＝一時払保険料）が 100,000 米ドル、適用されている積立利率が 3.5%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 3.5%、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後に適用）が 0.5%の場合）

年金支払 開始日からの 経過年数	残余年金支払保証 期間の未払年金の 現価（米ドル）	年金の一括払時の支払額（米ドル）					お支払いした 年金の総額 （米ドル）[回数]
		市場価格調整用利率の変動幅					
		3.0%上昇	1.0%上昇	同水準	1.0%低下	3.0%低下	
1 年	66,519	48,863	57,514	62,433	67,803	80,079	9,675 [2 回]
5 年	55,882	44,731	50,659	53,950	57,482	65,359	29,027 [6 回]
10 年	40,351	35,619	38,588	40,187	41,869	45,502	53,216 [11 回]
15 年	21,906	20,593	21,426	21,862	22,311	23,251	77,405 [16 回]
<参考>20 年	—	—					101,595 [21 回]

* 上記の例においては、年金支払保証期間は 21 年となります。

* 年金の一括払は、年金支払保証期間中の最後の年金支払日（上記の例においては、年金支払開始日からの経過年数が 20 年となる年金支払日）の前日までの取扱いとなります。



・一括払請求日に積立利率が適用されている場合は、市場価格調整を行うことや年金の一括払をする際に解約控除がかかることなどの理由により、ご契約後短期間で年金の一括払をしたときの「お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額」は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合

●年金の一括払時の支払額は、つぎのとおりです。

(1) 一括払請求日に積立利率が適用されている場合

つぎの①と②を合計した額から③の額を差し引いて計算されます。

① 一括払請求日の未払年金の現価 a（※3） × （1 － 市場価格調整率）

② 一括払請求日の未払年金の現価 b（※3）

③ 解約控除の額（この保険の基本保険金額に解約控除率（※4）を乗じた額）

(2) 一括払請求日に積立利率が適用されていない場合

つぎの①と②を合計した額とします。

① 一括払請求日の未払年金の現価 a（※3）

② 一括払請求日の未払年金の現価 b（※3）

※3 未払年金の現価 a・b は、年金の種類に応じてつぎのとおりとします。

年金の種類	a	b
確定年金	残余年金支払期間の定額部分の年金額に対応する未払年金の現価	残余年金支払期間の指数連動部分の年金額に対応する未払年金の現価
年金総額保証付終身年金	残余年金支払保証期間の定額部分の年金額に対応する未払年金の現価	残余年金支払保証期間の指数連動部分の年金額に対応する未払年金の現価

※4 解約控除率は、適用されている積立利率および経過年数などに応じた率となります。なお、契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。【詳細は P47 をご参照ください】

* 積立利率の適用期間の詳細は P12～P13「商品のイメージ図」および P14「**2** 積立利率について」をご参照ください。



・一括払請求日に積立利率が適用されている場合は、市場価格調整を行うことや年金の一括払をする際に解約控除がかかることなどの理由により、ご契約後短期間で年金の一括払をしたときの「お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額」は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

・【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合、年金の一括払後に到来する年金支払日における追加年金額は 0 となります。

保険契約者、年金受取人、後継年金受取人および死亡給付金受取人の変更など

(1) 保険契約者の変更

- 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務(受取人を変更する権利など)はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 年金受取人の変更

- 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- ただし、年金受取人は保険契約者または被保険者のいずれかからご指定いただく必要があります。
- 年金支払開始日前に年金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
 - 年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更手続きが行われていない間は、被保険者が年金受取人となります。

(3) 後継年金受取人の指定または変更

- 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 後継年金受取人は、原則として、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等内の親族もしくは6親等内の血族である方のうちからご指定願います。(後継年金受取人は、1人の年金受取人に1人のみご指定できます。)
- 年金受取人が年金支払開始日以後に死亡した場合は、後継年金受取人が新たな年金受取人となります。ただし、後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継年金受取人が指定されていないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。
 - * 新たに年金受取人となった人が2人以上いる場合は、年金の受取割合は均等となります。

(4) 死亡給付金受取人の変更

- 保険契約者は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 死亡給付金受取人は、原則として被保険者の配偶者または被保険者の3親等内の親族もしくは6親等内の血族である方のうちからご指定願います。
- 死亡給付金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
 - 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
 - 死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。
 - * 死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等となります。

A (夫) B (妻)

C (子) D (子)

(例) 保険契約者および被保険者：Aさん 死亡給付金受取人：Bさん

- Bさんが死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。
- その後、Aさんが死亡した場合は、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんおよびDさんの死亡給付金の受取割合は均等(それぞれ50%ずつ)となります。
- * 死亡給付金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(5) 遺言による年金受取人の変更など

- 年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)が死亡した後、保険契約者の相続人(遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。)から当社へご通知ください。
- 遺言による年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



- ・ 当社が年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更の通知を受ける前に、指定または変更前の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人に年金または死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に指定または変更後の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人から年金または死亡給付金の請求を受けても、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。

◆年金などの税法上の取扱い

- 年金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

住所などの変更、保険証券・年金証書の再発行のお手続き

1 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

- ・保険証券番号または年金証書番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- ・保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の氏名 ・新住所と電話番号 ・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、受取人、保険契約者代理人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。



・住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

2 保険証券・年金証書の再発行

- 保険証券・年金証書を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

年金または死亡給付金のご請求方法

年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

- 諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承願います。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。
- 団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った給付金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

年金または死亡給付金のお支払期限

年金または死亡給付金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して5営業日（※）以内にお支払いします。

ただし、年金または死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	年金または死亡給付金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	●お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ●免責事由に該当する可能性がある場合 ●不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日以内にお支払いします。
②	①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ●弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ●研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ●保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ●日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して180日以内にお支払いします。

※ 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。

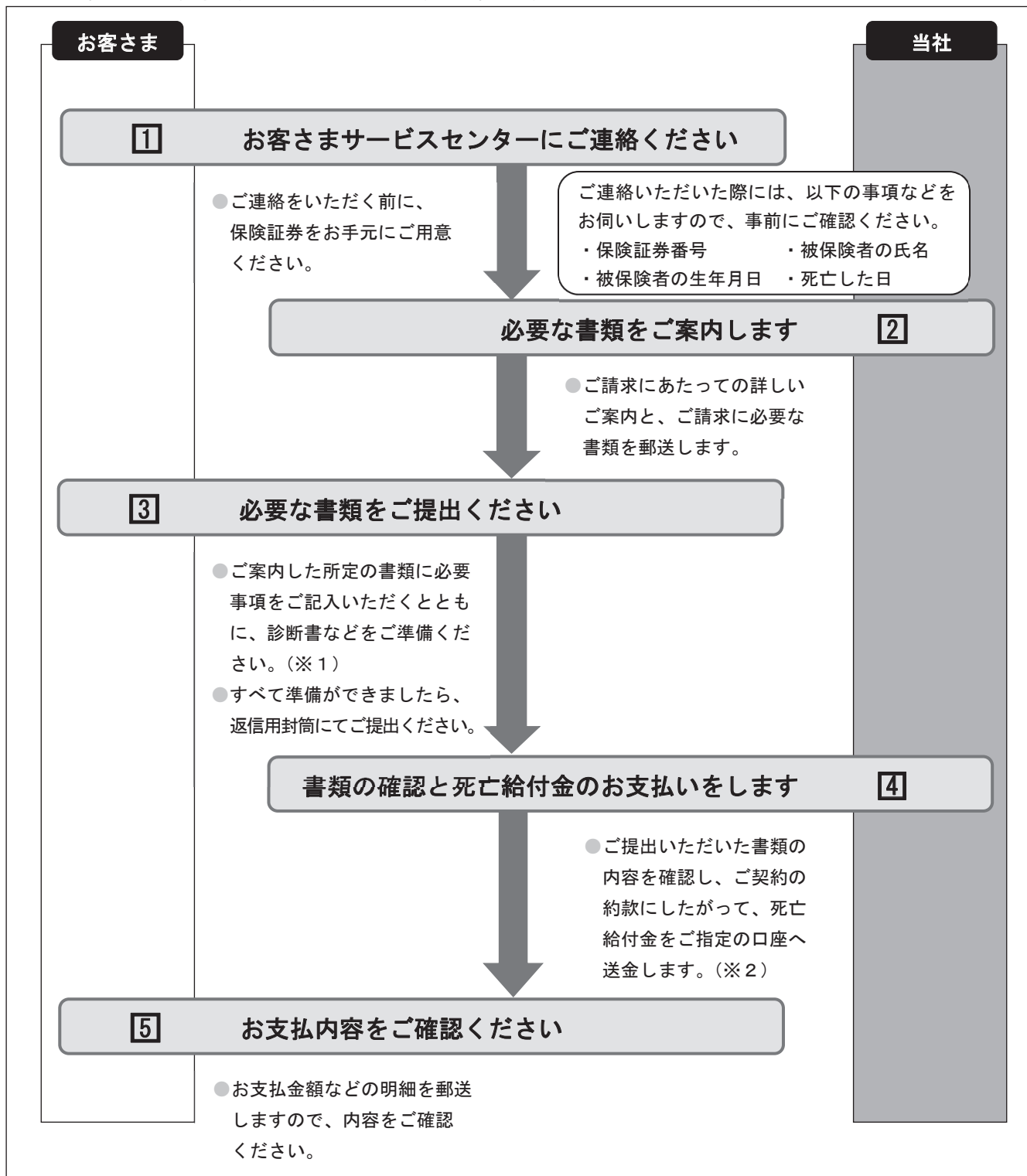
- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで



- ・年金または死亡給付金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金をお支払いしません。

死亡給付金のご請求手続きの流れ

● 死亡給付金のご請求は、つぎの流れに沿って、死亡給付金受取人から行ってください。



※１ ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※２ ご提出いただいた書類を確認した結果、死亡給付金をお支払いできない場合【詳細はP34をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認を含みます。）させていただくため、死亡給付金のお支払いまでに日数を要する場合【詳細はP43をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター
 フリーダイヤル 0120-876-126
 営業時間 9:00~17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

年金または死亡給付金の請求訴訟

年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

生命保険と税金

この保険にかかわる主な税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

- * 保険契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関する取扱いになりますのでご注意ください。
- * 所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。
- * 最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

1 外貨建の保険契約の取扱い（指定通貨が外貨の場合の取扱い）

外貨建の保険料、年金、死亡給付金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
保険料		当社が保険料を受領する日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
年金		年金支払日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
死亡 給付金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税・贈与税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
解約 返還金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	解約返還金計算日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
年金の一括払時の支払金		一括払請求日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）

- * 「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
- * 「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円換算した金額となります。
- * 「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」または「年金の円貨支払額平準化特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。



- ・ 外貨でお受取りになる場合であっても、お受取額を円貨に換算した金額が課税対象となります。そのため、外貨建のお受取額から外貨に換算した税額を控除した金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることがあります。

2 年金および死亡給付金などの税法上の取扱い

(1) 年金の取扱い

年金額から必要経費（※1）を差し引いた金額について、所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

※1 必要経費の算出方法は、つぎのとおりです。

$$\text{必要経費} = \text{年金額（※2）} \times \text{必要経費率} \quad \left[= \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{年金受取予定総額（※3）}} \right]$$

※2 【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合、定額部分の年金額となります。

※3 年金の種類に応じてつぎのとおりとします。なお、指定通貨が外貨の場合は、年金支払開始日の対顧客電信売買相場仲値（TTM）により円貨に換算した金額とします。

確定年金	年金額（※2）×年金支払期間
年金総額保証付 終身年金	年金額（※2）につぎのいずれか大きい方を乗じた金額 ・年金支払開始日における性・年齢に応じた平均余命 ・年金支払保証期間

- * 年金総額保証付終身年金の場合、第1回の年金について、利息があればそれを含みます。
- * 分割払が行われている場合は分割払金額をもとに計算します。（利息があればそれを含みます。）
- * 保険契約者と年金受取人が別人の場合や後継年金受取人が年金を受け取る場合は、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。



- ・年金受取人が死亡し、後継年金受取人が年金を受け取ることになる場合、年金受取人の死亡時に別途相続税が課税されます。
- ・保険契約者と年金受取人が別人の場合、年金支払開始時に別途、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。

(2) 死亡給付金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡給付金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	契約例			税の種類
	保険 契約者	被保険者	死亡給付 金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※4）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※4 他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその1/2の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(3) 解約の際の取扱い（確定年金の場合の取扱い）

解約の際に差益（解約返還金額から一時払保険料相当額を差し引いた金額）があるときは、その差益について、つぎのとおり取り扱われます。

契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
20%源泉分離課税（※5）	所得税（一時所得）（※4）＋住民税

※5 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

(4) 年金の一括払の際の取扱い

つぎのとおり取り扱われます。

年金の種類	税の種類
確定年金	所得税（一時所得）（※4）＋住民税
年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）（※6）＋住民税

※6 被保険者死亡後における年金の一括払の場合、所得税（一時所得）（※4）の取扱いとなります。



- ・ここに記載の税務上の取扱いは2025年2月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の ① ご契約の締結・維持などに必要な費用です。そのほか、特定のお客さまには、② 通貨の換算にかかる費用、③ ご契約の解約や年金の一括払などの際の費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、①のほか、②と③のうち必要な費用を合算した額となります。

① ご契約の締結・維持などに必要な費用

積立利率の計算にあたってはご契約の締結・維持などに必要な費用の率（＝保険契約関係費率）を、当社所定の利率（積立利率の適用期間経過後）の計算にあたってはご契約の維持などに必要な費用の率（＝保険契約関係費率）を、あらかじめ差し引いております。

【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合、定額部分の年金額の計算にあたって、指数連動部分の年金額を受け取るために必要な額（年齢・性別などによって異なるため具体的な数値は表示しておりません。なお、指数助言にかかる費用も含まず。）を控除しています。

また、【指数連動部分付年金特則適用あり】の場合、参照指数の計算にあたって、複製コスト（事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。

＊ 複製コストは、参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。
（参考）複製コストのシミュレーション結果：年率 0.33%～0.64%の範囲（対象期間：2007 年 5 月～2024 年 11 月）

② 通貨の換算にかかる費用

指定通貨が外貨の場合、以下の特約により、保険料、年金額、死亡給付金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■ 具体的な為替手数料は、以下のとおりとなります。（2025 年 4 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

特約	為替手数料（1 通貨単位あたり）
「保険料円貨入金特約」	50 銭
「保険料外貨入金特約」	払込通貨から円貨に換算するときに 25 銭、 円貨から指定通貨に換算するときに 25 銭
「円貨支払特約」	50 銭
「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」	0 銭
「年金の円貨支払額平準化特約」 における年金の円貨への換算	0 銭

③ ご契約の解約や年金の一括払などの際の費用

ご契約の解約や年金の一括払などの際に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
解約控除	ご契約の解約や年金の一括払などの際に必要な費用です。	基本保険金額に解約控除率（※）を乗じた金額	ご契約の解約や年金の一括払などの際に控除します。

※ 解約控除率は、指定通貨、年金の種類、適用されている積立利率、契約日から解約返還金計算日または一括払請求日までの経過年数、据置期間、年金支払期間および契約年齢に応じたつぎの率となります。なお、契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

■指定通貨が外貨、年金の種類が確定年金の場合

積立 利率	据置期間	年金支払 期間	経過年数									
			1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3.00% 以上	1～4年	10年	5.00%	4.16%	3.37%	2.66%	2.04%	1.50%	1.04%	0.66%	0.37%	0.16%
		15、20年	5.00%	4.41%	3.84%	3.31%	2.82%	2.37%	1.96%	1.50%	1.00%	0.50%
		25～40年	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
	5、6年	10年	5.00%	4.41%	3.84%	3.31%	2.82%	2.37%	1.96%	1.50%	1.00%	0.50%
		15～40年	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
	7～10年	10～40年	5.00%	4.50%	4.00%	3.50%	3.00%	2.50%	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%
3.00% 未満	1～4年	10年	3.50%	2.91%	2.36%	1.86%	1.42%	1.05%	0.72%	0.46%	0.26%	0.11%
		15、20年	3.50%	3.08%	2.69%	2.31%	1.97%	1.66%	1.37%	1.05%	0.70%	0.35%
		25～40年	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	5、6年	10年	3.50%	3.08%	2.69%	2.31%	1.97%	1.66%	1.37%	1.05%	0.70%	0.35%
		15～40年	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	7～10年	10～40年	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%

■指定通貨が外貨、年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合

積立 利率	契約年齢	経過年数									
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
3.00% 以上	40～64歳	4.20%	3.57%	3.00%	2.48%	2.01%	1.59%	1.21%	0.89%	0.62%	0.39%
	65～79歳	4.50%	3.64%	2.88%	2.20%	1.62%	1.12%	0.72%	0.40%	0.18%	0.00%
	80～90歳	4.50%	3.44%	2.53%	1.75%	1.12%	0.63%	0.28%	0.00%	0.00%	0.00%
3.00% 未満	40～64歳	2.90%	2.58%	2.29%	2.01%	1.74%	1.45%	1.16%	0.87%	0.58%	0.29%
	65～79歳	3.10%	2.64%	2.21%	1.83%	1.48%	1.17%	0.89%	0.66%	0.45%	0.29%
	80～90歳	3.10%	2.51%	1.98%	1.51%	1.11%	0.77%	0.49%	0.27%	0.12%	0.00%

■指定通貨が円、年金の種類が確定年金の場合

積立 利率	据置期間	年金支払 期間	経過年数									
			1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
1.50% 以上	1～4年	10年	2.80%	2.33%	1.89%	1.49%	1.14%	0.84%	0.58%	0.37%	0.21%	0.09%
		15、20年	2.80%	2.47%	2.15%	1.85%	1.58%	1.32%	1.09%	0.84%	0.56%	0.28%
		25～40年	2.80%	2.52%	2.24%	1.96%	1.68%	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
	5、6年	10年	2.80%	2.47%	2.15%	1.85%	1.58%	1.32%	1.09%	0.84%	0.56%	0.28%
		15～40年	2.80%	2.52%	2.24%	1.96%	1.68%	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
	7～10年	10～40年	2.80%	2.52%	2.24%	1.96%	1.68%	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
1.00% 以上 1.50% 未満	1～4年	10年	2.30%	1.91%	1.55%	1.22%	0.93%	0.69%	0.47%	0.30%	0.17%	0.07%
		15、20年	2.30%	2.02%	1.76%	1.52%	1.29%	1.09%	0.90%	0.69%	0.46%	0.23%
		25～40年	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
	5、6年	10年	2.30%	2.02%	1.76%	1.52%	1.29%	1.09%	0.90%	0.69%	0.46%	0.23%
		15～40年	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
	7～10年	10～40年	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
1.00% 未満	1～4年	10年	1.70%	1.41%	1.14%	0.90%	0.69%	0.51%	0.35%	0.22%	0.12%	0.05%
		15、20年	1.70%	1.50%	1.30%	1.12%	0.96%	0.80%	0.66%	0.51%	0.34%	0.17%
		25～40年	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%
	5、6年	10年	1.70%	1.50%	1.30%	1.12%	0.96%	0.80%	0.66%	0.51%	0.34%	0.17%
		15～40年	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%
	7～10年	10～40年	1.70%	1.53%	1.36%	1.19%	1.02%	0.85%	0.68%	0.51%	0.34%	0.17%

■指定通貨が円、年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合

積立 利率	契約年齢	経過年数									
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
1.50% 以上	40～64 歳	2.70%	2.40%	2.13%	1.87%	1.62%	1.35%	1.08%	0.81%	0.54%	0.27%
	65～79 歳	2.80%	2.38%	2.00%	1.65%	1.34%	1.06%	0.81%	0.59%	0.41%	0.26%
	80～90 歳	2.80%	2.26%	1.79%	1.37%	1.00%	0.70%	0.44%	0.25%	0.11%	0.00%
1.00% 以上 1.50% 未満	40～64 歳	2.30%	2.07%	1.84%	1.61%	1.38%	1.15%	0.92%	0.69%	0.46%	0.23%
	65～79 歳	2.40%	2.09%	1.80%	1.53%	1.29%	1.06%	0.86%	0.68%	0.48%	0.24%
	80～90 歳	2.40%	1.98%	1.60%	1.26%	0.97%	0.71%	0.49%	0.31%	0.17%	0.07%
1.00% 未満	40～64 歳	1.80%	1.62%	1.44%	1.26%	1.08%	0.90%	0.72%	0.54%	0.36%	0.18%
	65～79 歳	1.90%	1.68%	1.47%	1.28%	1.11%	0.94%	0.76%	0.57%	0.38%	0.19%
	80～90 歳	1.90%	1.59%	1.31%	1.06%	0.84%	0.64%	0.47%	0.32%	0.21%	0.11%



・保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料を保険契約者にご負担いただく場合があります。また、年金（分割払金）、死亡給付金、解約返還金などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまのご負担となります。

* 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

会社・制度のご案内

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報の取扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務（※）

※ お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

* 個人情報保護方針については、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）でご覧いただけます。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

米国法「FATCA」に関する確認

当社では、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約締結などの際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに契約情報などの報告を行っております。なお、渡米などの環境の変化などによって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

* 「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座などを利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。詳細については、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）をご確認ください。

税法上の居住地国などの届出

租税条約等実施特例法（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律）に基づき、保険契約締結などの際、お客さまには税法上の居住地国などを届け出いただく義務があります。

当社は、その届出の内容に基づき、国税庁（所轄の税務署長）あてに一定の契約情報などの報告を行うことがあります。報告した契約情報などは、租税条約などの情報交換規定に基づき、各国の税務当局と自動的に交換されることになります。なお、海外渡航などの環境の変化などによって届出対象に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

* 詳細については、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）をご確認ください。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただきます。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎのア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

* 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「会員会社一覧」をご参照ください。

* 「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/association/index.html>) をご参照ください。

保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の 90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。（※４））
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※２ 破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

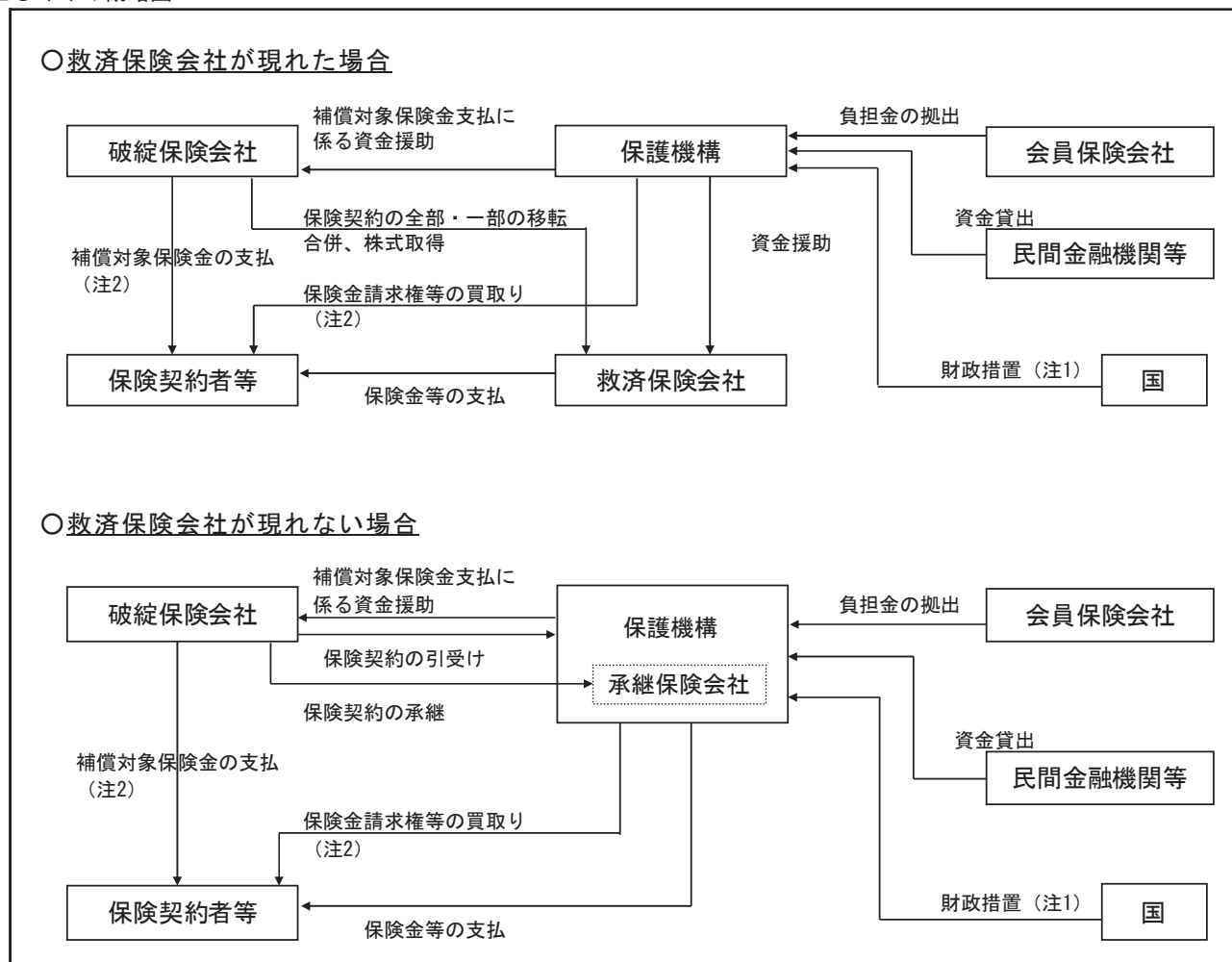
高予定利率契約の補償率＝ $90\% - \{ (\text{過去５年間にける各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

※３ 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※４ 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買収率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て 2025 年 2 月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(一般投資家」といいます。))としてお取り扱いするようにお申し出いただくことができます。

お手続き方法や特定投資家制度の詳細については、当社ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

その他

参照指数にかかる留意事項

参照指数については、以下の留意事項があります。

1 利益相反

(1) ゴールドマン・サックスの役割の概要

GSI またはその関連会社（以下、個別にまたは総称して「ゴールドマン・サックス」といいます。）は、参照指数に関連して多様な役割を担います。

- ・ GSI は、参照指数計算代理人として、参照指数の価額を計算しこれを公表すること、および参照指数スポンサーとして、随時、参照戦略に関して一定の決定を行うことにつき、責任を負います。将来的には、別の者が参照指数計算代理人として参照指数スポンサーから任命される可能性があります。
- ・ 参照指数は、GSI が開発したアルゴリズムに基づき、設計・運営されています。とりわけ、GSI は、パラメータを設定し、その範囲内で参照指数を運営します。GSI は、特別な事情がある場合を除き、通常、参照指数の運営に関していかなる裁量も行使せず、また参照指数に関していかなる受託者責任も有していません。
- ・ ゴールドマン・サックスは、総合金融サービスグループであり、意図せずに参照指数および構成要素の価額に有利または不利な影響を与える可能性のある市場活動全般に従事しています。
- ・ ゴールドマン・サックスは、参照指数に含まれる一部の構成要素のスポンサーを務めており、その資格において、参照指数の価額に著しい影響を与える可能性のある決定を行う権限を有しています。
- ・ ゴールドマン・サックスは、随時、参照指数または参照指数の構成要素の計算代理人または第三者のデータ提供者に対して、直接または間接の議決権を有することがあります。

(2) 潜在的な利益相反

ゴールドマン・サックスは、同社グループが商業的に合理的であると考える方法でその債務を履行しますが、同社グループの参照指数に関連する役割を最大限果たすことを前提としながらも、同社グループの参照指数に関連する役割と同社グループの利益が相反する可能性があります。ゴールドマン・サックスは、とりわけその他の事業において、参照指数、参照指数に連動した商品、その構成要素、または構成要素が参照する投資商品もしくは構成要素に連動する投資商品（以下「参照指数関連商品」といいます。）に経済的な利益を有している可能性があり、その利益に関連して、自ら適切とみなす一定の措置を講じることがあります。以下の行為を含む、これらの行為により、参照指数の水準が不利な影響を受ける可能性があります。

- ・ ゴールドマン・サックスは、参照指数に連動する商品、その構成要素、構成要素が参照する投資商品もしくは構成要素に連動する投資商品およびその他数多くの関連する投資商品の取引を活発に行っています。これらの行為により、参照指数の価額に負の影響がある可能性があり、さらに参照指数に連動する商品からのリターンおよび価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・ ゴールドマン・サックスは、参照指数に連動する商品、その構成要素、構成要素が参照する投資商品もしくは構成要素に連動する投資商品に関連する情報を取得することがあります。ゴールドマン・サックスは、参照指数に連動する投資商品の取得者または購入者の利益のために、かかる情報を利用する義務を負いません。
- ・ ゴールドマン・サックスおよびその他の当事者は、参照指数もしくはその他の類似する戦略または構成要素が参照する有価証券を追加的に発行または引き受ける可能性があり、また、参照指数もしくはその他の類似する戦略または構成要素が参照するその他の投資商品を取引する可能性があります。これらの有価証券または投資商品への投資および取引量の増加により、参照指数の運用成績や参照指数の価額に影響がある可能性があり、よって参照指数に連動した商品の満期における支払金額および満期前の当該商品の価額に影響を及ぼす可能性があります。また、このような有価証券は、参照指数に連動する投資商品を競合することがあります。このように競合する投資商品を市場に導入することにより、ゴールドマン・サックスは、参照指数の運用成績や参照指数の価額に影響を及ぼす可能性があり、よって参照指数に連動した商品の満期における支払金額および満期前の当該商品の価額に影響が及ぶ可能性があります。ゴールドマン・サックスが、このような有価証券や投資商品の発行者、代理人、引受人または取引相手方となる場合、かかる有価証券や投資商品に関するゴールドマン・サックスの利益は、参照指数が連動する商品の保有者の利益と相反する場合があります。
- ・ ゴールドマン・サックスによる特定の取引活動が、参照指数に連動した商品を購入するお客さまの利益と相反する場合があります。例えば、ゴールドマン・サックスは、参照指数関連商品へのエクスポージャーを、その関連会社または第三

者との間でヘッジすることを選択できます。当該関連会社または第三者は、同様に、直接または間接に、すべてまたは一部のエクスポージャーをヘッジ（先物およびオプション市場で行われる取引を通じて行われるヘッジを含みます。）する可能性があります。ゴールドマン・サックスがそのエクスポージャーをヘッジすることを選択した場合、参照指数関連商品を、参照指数の価額が算出される日以前に、購入または売却することによって、当該ヘッジを調整または解消することができます。ゴールドマン・サックスは、参照指数関連商品に関するヘッジ取引を契約、調整または解消することができます。当該ヘッジ取引のすべては、参照指数の価額および参照指数に連動するすべての商品に負の影響を及ぼす可能性があります。また、このことによって、参照指数に連動した投資商品の価額が下落する一方で当該取引活動によりゴールドマン・サックスが多額の利益を得る可能性があります。参照指数の価額には、参照指数と同様の構成要素に対するエクスポージャーを提供する投資ポジションを直接保有したと仮定すると投資家が負担することとなる複製コストなどが仮想的に反映され、随時減額されます。参照指数のエクスポージャーをヘッジするために要する実際の費用は、当該見積もりと乖離する可能性があり、実際に要する費用が見積もりよりも低額であった場合には、結果としてゴールドマン・サックスまたは参照指数に連動する商品の発行体が利益を得ることがあります。また、特定の市況下において、参照指数から控除される資産リバランスなどの料率は、当初見積もった水準から大きく増額されることがあり、参照指数の運用成績および価額に大きな負の影響を及ぼす可能性があります。かかる判断は、予め定められた手続による一定の制約を受けるものの、明示的な上限が定められているわけではなく、複製コストなどの増額の水準または適用期間は参照指数スポンサーの裁量によることとなります。

- ・ゴールドマン・サックスによる特定の取引活動が、参照指数に連動した商品を購入するお客さまの利益と相反する場合があります。例えば、上記で述べたように、ゴールドマン・サックスは、自己の債務（もしあれば）をその関連会社または第三者との間でヘッジすることを選択できます。ゴールドマン・サックスは、それらの行為により多額の利益を受領し、他方で参照指数が参照する投資商品の価額は減額する可能性があります。
- ・ゴールドマン・サックスはまた、自己勘定のため、受託資産にかかる他人勘定のため、または、取引の仲介として顧客のために、参照指数もしくは参照指数の構成要素に連動した投資商品または参照指数の構成要素において参照される投資商品に関連しブロック取引を含む取引を行うことがあります。かかる取引において、ゴールドマン・サックスの顧客は、他の投資家が入手可能となる前に、参照指数に関する情報を受領する可能性があります。これらの取引活動により、参照指数の運用成績や参照指数の価額に影響がある可能性があり、よって参照指数に連動した商品の満期における支払金額および満期前の当該商品の価額に影響を及ぼす可能性があります。
- ・参照指数の運営者またはスポンサーとして、GSI は、一定の状況下において、参照指数および参照指数に連動する商品に影響を及ぼすさまざまな決断を下す裁量を有しています。GSI は、参照指数関連商品（ゴールドマン・サックスの関連会社が発行する商品を含みます。）における支払金額を算出するためにこれらの裁量を行行使することができます。GSI による裁量は、参照指数関連商品の投資家について考慮することなく行使され、参照指数の価額および参照指数に連動した商品の価額に負の影響を及ぼすおそれがあります。
- ・一つまたは複数の構成要素の運営者またはスポンサーとして、ゴールドマン・サックスの関連会社は、一つまたは複数の構成要素の価格水準の公表を停止することを含みますが、これに限定されることなく、参照指数に対する負の影響を及ぼす決定にかかわる裁量権を行使する権限を有しています。ゴールドマン・サックスの関連会社は、参照指数またはその連動する商品の投資者を考慮することなく、かかる裁量権を行使することがあります。
- ・ゴールドマン・サックスは、将来において、参照指数または一つもしくは複数の構成要素と類似または同一のコンセプトを有するその他の指数を設定し公表する可能性があります。しかしながら、本書に言及されている構成要素の価格水準のみが、参照指数の計算に使用される価格水準です。したがって、それ以外の、株、債券、先物取引、コモディティ、不動産その他の資産を対象とする公表された指数が、いかなる投資家によっても、構成要素の価格水準として扱われることはありません。（ただし、参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人が、本書で説明されるように、構成要素の価格水準として扱うことを決定した場合を除きます。）

2 参照指数に関するリスク要因

参照指数に対する合成した投資に関わるリスク要因は、以下のとおりです。ただし、以下は、参照指数に対する合成した投資に関わるリスクのすべてを記載していません。参照指数の運用成績に連動する取引または商品に関連するリスク要因は、当該取引または商品に関する関連書類にも規定されています。

- 金融市場の構造の変化または類似の投資商品の増加により参照指数の価額に負の影響が生じる可能性があること
金融市場の構造が変化すること、または参照指数もしくは構成要素において用いられているのと同じまたは類似の投資戦略を採用する投資商品が増加することにより、かかる参照指数または構成要素が捕捉、計測または複製しようとする対象市場または経済的特性が、変化し、存在なくなり、または時間の経過とともに期待収益が縮減する可能性があります。これにより、参照指数の価額に負の影響が生じる可能性があります。参照指数はこうした変化に応じて調整されることはありません。

- 投資対象はレバレッジの対象となり、これによりリスクが拡大する可能性があること
参照指数はレバレッジを使用し、構成要素に対する総エクスポージャーは 100%を超える可能性があります。レバレッジの使用は特殊なリスクを生じさせ、構成要素の投資リスクを著しく増加させる可能性があります。レバレッジは、より大きな利回りおよびリターンを生み出す一方で、損失および借入コストを増大させる可能性があります。レバレッジを使用して行った投資から得られた投資収入のうち、関連する借入コストを超える部分がある場合、これにより、構成要素の価値が（レバレッジをかけない場合と比べて）より早く増加する可能性があります。反対に、関連する借入コストがかかる投資収入を超える場合、構成要素の価値は（レバレッジをかけない場合と比べて）より早く低下する可能性があります。
- 参照指数の戦略が正のリターンを生み出すこと、また、参照指数がその他の代替の投資戦略を上回ることについて、保証するものではないこと
参照指数に連動する商品への投資によって実現する運用成果は、構成要素またはその他の関連するデリバティブ商品に直接投資することによって理論的に実現可能な運用成果とは大きく異なる可能性があります。
- 構成要素の実際の配分比率が、リバランス後に変化すること
構成要素の実際の配分比率は、指数助言会社により決定される配分比率と異なる可能性があります。例えば、ある構成要素の価値が、他の構成要素より大きく上昇した場合、当該構成要素の実際の配分比率は、当初の配分比率を大きく上回ることがあり、これにより、参照指数の全体的なリスクを増大させる可能性があります。
- 参照指数の過去の水準は、将来の運用成績の指針とならない場合があること
参照指数の過去の運用成績は、将来の運用成績の指針とはなりません。参照指数の価値が上がるか下がるかを予測することは不可能です。参照指数の将来における実際の運用成績は、参照指数の過去の価値とほとんど相関性はありません。
- 参照指数への投資においては、構成要素の価値の上昇による収益が限定される可能性があること
参照指数への投資においては、投資による収益または損失に一定の割合を乗じることによって、当該投資の価値が下落する局面においてはボラティリティや損失のリスクを軽減する一方で、当該投資の価値が上昇する局面において潜在的な収益を低減させる効果を有します。構成要素の価値が上昇または下落した場合であっても、参照指数に連動する投資は、同様の割合で上昇または下落するとは限らない点にご留意ください。
- ボラティリティ・コントロール戦略に関するリスクがあること
ボラティリティ・コントロールは、予め定められたボラティリティ・ターゲットと一定期間における構成要素に関する実現ボラティリティとの比較に基づいて、参照指数における構成要素に対するエクスポージャーを増加または減少させることによって行われます。構成要素の実現ボラティリティが上昇すると、参照指数における当該構成要素に対するエクスポージャーは減少します。参照指数がある構成要素に対してロング・ポジションを有している場合で、構成要素の価値が上昇することによって実現ボラティリティも同時に上昇するときは、このボラティリティ調整の機能により、当該構成要素に対する配分比率が低下することにより、参照指数の運用成果が悪化することがあります。ボラティリティ調整の機能は、短期的に運用成果を最大化する目的で設計されているものではありません。
- 構成要素の一部は参照指数の通貨以外の通貨建てであるため、参照指数には為替レートの変動リスクがあること
参照指数は、参照指数の通貨に基づき計算されます。いくつかの構成要素は参照指数の通貨建てであるものの、参照指数にはその他の通貨建ての構成要素が含まれる場合もあります。したがって、参照指数は為替レートの変動リスクに晒されています。参照指数の価値への影響の度合は、それらその他の通貨（もしあれば）が参照指数の通貨に対して上昇するのかわ下がるのか、当該各通貨が参照指数に占める相対的なウェイト、およびシミュレーションに基づいて参照指数に組み込まれた通貨ヘッジの仕組みの影響に左右されます。為替レートは時間の経過により変動します。特定の為替レートは、インフレ率、金利水準、各国間の国際収支、国の黒字・赤字の程度、その他の金融、経済、軍事、および政治的要因をはじめ、経済または政治情勢に直接または間接の影響を及ぼす多くの要因の相互作用によるものです。参照指数には、シミュレーションに基づく通貨ヘッジの仕組みが組み込まれています。当該仕組みは、為替レートの変動が構成要素の価値に与えるプラスまたはマイナスの影響の大部分を相殺することを目的としています。しかしながら、関連する短期金融市場および参照指数の通貨建てではない構成要素の運用成績が反対方向または同じ方向に異なる程度に動いた場合には効果がありません。かかる変動の結果、投資家は依然として参照指数の価値に影響を及ぼす通貨変動リスクに晒されます。さらに、参照指数の通貨建てではない構成要素の通貨ヘッジの水準は、総合的な現金預金の運用成績に基づくため、通貨ヘッジの仕組みが、特定の構成要素の機能通貨と同じ機能通貨を使用する投資家が入手可能な構成要素のリターンと同一または同様のリターンを再現することは見込まれません。
- 参照指数に関する情報は、参照指数の運用成績を保証するものではないこと
参照指数の運営および／または潜在的なリターンに関する説明および過去の分析（「バックテスト」）またはその他の統計的分析の資料が提供されることがありますが、参照指数の運営が開始される前に運用成績を推計するためのシミュレーション分析と仮想状況に基づくものです。ゴールドマン・サックスは、参照指数の運営が開始される前の仮想

的な価額水準を計算するために入手可能な過去のデータを用いることができます。ゴールドマン・サックスは、当該過去のデータが入手不能または不完全であると判断した場合、過去のデータに代えて代替の情報源を用いることができ、さらに、参照指数の運営が開始される前の仮想的な価額水準を計算するために必要な算出方法に対する一定の変更を行うことがあります。参照指数がこれらの資料に沿って運用されあるいは過去に運営できたであろうことを確認または保証するものではありません。そのため、参照指数に関連して提供されるそれら資料またはそれらの分析に基づく仮想シミュレーションで予測されている過去のリターンは、参照指数の運用成績を反映するものではなく、参照指数の運用成績またはそのリターンを確認または保証するものでもありません。さらに、参照指数のバックテストは万全を期しておりますが、第三者によりゴールドマン・サックスに提供された情報を基礎としています。ゴールドマン・サックスは、当該情報やバックテストに不正確、不完全、欠落または誤りがあった場合においても一切の責任を負いません。

● 市場の混乱等により、参照指数が影響を受ける可能性があること

構成要素につき混乱事由が発生した場合、参照指数スポンサーは、自らまたは参照指数計算代理人をして、混乱事由の影響を受けた構成要素の水準を決定する代替手法または関連するデータ情報源に対する調整、リバランスの延期または参照指数価額の公表の停止を含む調整を行うことがあります。参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人が、代替手法もしくは関連するデータ情報源に対する調整を行い、またはリバランスの延期を行った場合、参照指数価額は、このような調整等が行われなかった場合と比較すると相応に異なる可能性が高く、構成要素の価格水準、さらに参照指数の価額が下落する可能性があります。

また、先物取引市場においては取引障害が生じることがあります。（一時的な混乱、市場流動性の欠如や投機目的での取引参加、政府による規制や介入などの要因を含む混乱を含みます。）これらの混乱事由には、取引停止（長時間にわたるもの、構成要素に含まれる先物取引における取引に関するもの、かかる先物取引の一つまたは複数が取引されている先物取引市場により課される「価格制限」（これにより、指定された価格の範囲外での取引ができなくなります。））が含まれます。また、先物取引市場においては、参照指数に含まれる先物取引が入れ替えられたり、上場廃止されたりすることがあります。先物取引の混乱、入替え、上場廃止その他の事由により、参照指数の価額に負の影響がない、あるいは、その計算について悪影響がないという保証はありません。

● 構成要素の変更が参照指数に影響を与えうること

ゴールドマン・サックスがスポンサーである構成要素を廃止した場合、または適用のある法令によって参照指数スポンサーが構成要素に関する取引を行えなくなった場合は、参照指数スポンサーは、その裁量において、同様の代替物が利用可能であると考えるときは、当該構成要素を新たな構成要素に差し替えることができます。（義務は負いません。）参照指数スポンサーが代替する構成要素に差し替えない場合、当該構成要素へはその後配分されません。このような対応は、参照指数の運用成績および価額に重大な影響を及ぼす可能性があります。

● 参照指数に連動する投資による収益は参照指数の価額の計算に含まれる各種控除により調整されること

参照指数の計算には、複製コストの控除が含まれており、参照指数の水準を下落させる要因となります。具体的には、①構成要素へのエクスポージャーを維持しかつその運用成果を複製するコスト（かかるコストは、参照指数が該当する構成要素へのエクスポージャーを維持する限りにおいて随時適用され、「サービングコスト」といいます。）、②参照指数の構成要素のリバランスに伴い、構成要素に関連する取引を執行しまたは解約する際にかかるコスト（かかるコストは、リバランスの際にのみ発生し、「取引コスト」といいます。）のいずれかまたは双方を反映することを意図しています。この①および②のコストは、構成要素によって異なります。これらの参照指数に含まれるコストは、参照指数の運用成果から控除されます。これに加え、関連する戦略書類に指定されている場合には、さらなる控除がなされる場合があります。

● 参照指数には、複製コストが含まれており、参照指数スポンサーが行うヘッジ取引にかかる実際のコストよりも高額である可能性があること

参照指数の計算に含まれ反映される複製コストは、予め決定された利率を参照して計算され、該当する構成要素またはその要素に対する投資を行った場合に生じる実際のまたは実現したコストの水準を必ずしも反映するわけではありません。したがって、その額は、実際のコストと比較してより随時高額になったり低額になったりします。ゴールドマン・サックスは、参照指数に含まれる複製コストが、ゴールドマン・サックスにより行われるヘッジ取引にかかる実際のコストを上回る場合、利益を得ることとなります。

● 市場の状況によっては、参照指数より控除される複製コストが増加する場合があること

参照指数スポンサーは、市場の状況によっては、参照指数から控除されるコストの大幅な増加を決定することがあります。なお、これらの増加について上限水準は定められておりません。当該決定は予め定められた手続による制限を受けるものの、増加された複製コストは、当初の水準を大幅に上回る可能性があります。さらに、かかる市況が短期間で終わることもありますが、より長い期間において、増加された複製コストが参照指数から控除されることがあります。こ

これらのことが参照指数の実績および価額に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

- 参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人は第三者および内部・外部の情報源に依拠しており、当該情報は一般には入手不可能であるか、または不正確である可能性があるほか、参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人に用いられる情報は参照指数の価額に影響を及ぼす可能性があること

参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人は、第三者のブローカー、外部のディーラーその他内部・外部の情報源から参照指数の価額の計算に必要な情報や、構成要素の配分比率の決定に必要な情報を取得しています。これらの情報は、一般には入手不可能であるか、または不正確である可能性があり、また、参照指数の価額の計算のために用いられる情報は、参照指数の価額の計算に影響を及ぼす可能性があります。

参照指数に連動する商品の入手や投資を検討している場合、それらの構成要素に関する情報を注意深く読み理解する必要があります。それらの情報は、「構成要素の概要」に掲載されています。しかしながら、ゴールドマン・サックスは、かかる情報の正確性について何ら保証を行わず、かかるデータの正確性またはかかるデータの不正確性が参照指数に及ぼす影響について何ら責任を負いません。

- 各構成要素のスポンサーの社内規則および参照指数ならびにその価額に影響を与える変更

構成要素の価額の計算にかかる社内規則または構成要素の追加、削除もしくは差替ならびに構成要素に影響を与える変更の方法により、構成要素の価額に影響が及び、したがって、参照指数の価額および参照指数に連動する商品に影響が及ぶ可能性があります。参照指数の価額は、該当するスポンサーが、その社内規則を変更した場合（例えば、構成要素の価額を計算する方法を変更した場合）やスポンサーが構成要素の価額の計算または公表を恒久的または一時的に停止した場合に影響を受ける場合があり、後者の場合には、さらに、参照指数の価額の決定が困難となる可能性があります。

- 参照指数は訂正されたデータに基づき計算されるものではないこと

参照指数の構成要素の配分比率の計算において用いられた値が事後的に訂正された場合、参照指数計算代理人は、訂正された値ではなく、当該訂正前の値を用いて配分比率の計算を行うことがあります。この結果、訂正された値が用いられた場合から運用成果が乖離することがあり、場合によっては重大な乖離となる場合があります。

- 参照指数は変更される可能性または利用不能になる可能性があること

参照指数スポンサーは、参照指数の提供を停止する権利を持つものとし、その結果、参照指数に連動していた商品の価額またはリターンが低下する可能性があります。また、参照指数スポンサーは、一定の変更について検討するため、参照指数コミッティーを招集する権利を留保しています。なお当該変更は参照指数に連動する商品の所有者の利害とは関係なく、実施される可能性があります。

さらに、参照指数の価額の算出方法に関する参照指数のスポンサーの決定および内部規則が、その価額に影響を与える可能性があります。また参照指数のスポンサーは、参照指数計算代理人が継続的に参照指数の価額を算出することを保証する義務を負わず、参照指数計算代理人はいつでも算出を停止することができます。

- ゴールドマン・サックスにより提供される構成要素に関する情報は、将来の運用成果を示唆するものではないこと

ゴールドマン・サックスによって提供される構成要素の運用成果に関する情報は、情報提供を目的としてのみ提供されるものであり、参照指数に連動する商品の投資家に対して、将来においてある水準や価格が変動する範囲またはトレンドを示唆するものではありません。かかる情報は、参照指数の算出方法に基づいて実際に用いられる実際の価額や水準と異なる可能性が高いです。

3 免責事項

以下の免責事項は、参照指数に関連するすべての免責事項を列挙しその説明を意図するものではありません。

- ・参照指数は、ゴールドマン・サックスの知的財産です。
- ・ゴールドマン・サックスは、参照指数、その算出手法、その計算、参照指数に含まれるあらゆるデータもしくは情報、参照指数に基づくあらゆるデータもしくは情報、参照指数一般規定または参照指数条件補足書について、その品質、正確性または完全性を保証しません。参照指数スポンサーは、本書もしくは参照指数における誤謬、脱漏、遅延もしくは障害について、または第三者その他の者におけるこれらの問題について、一切責任を負わないものとします。
- ・参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、構成要素の変更またはその差替を含みますがこれらに限定せず、参照指数もしくは参照指数の価額の提供（もしくはその不履行）およびある者による参照指数もしくは参照指数の価額の使用に関して行われた（もしくは行われなかった）あらゆる決定または事柄について、（過失の結果であるか否かにかかわらず）いかなる者に対しても責任を負わないものとします。参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人のいずれも、受託者としてではなく本人として行動し、参照指数について受託責任を負うものではありません。参照指数の計算にあたり、参照指数計算代理人は、第三者である情報源からデータおよび情報を取得し、利用します。参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、かかる情報を独自に検証せず、かかるデータもしくは情報の品質、正確性また

は完全性について、何ら保証しません。したがって、参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、参照指数の品質、正確性または完全性について何ら保証しません。参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人のいずれも、参照指数の価額の算定または頒布における誤謬について、（契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず）いかなる者に対しても何ら責任を負わないものとし、また、参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人のいずれも、自ら認識することとなった誤謬について、いかなる者に対してもこれを通知する義務を何ら有しておりません。参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、（A）参照指数に連動した取引に関連するリスクの取得または引き受けの適否、（B）特定の日時における参照指数の価額、（C）参照指数または参照指数のいずれかの構成要素の運用成績に連動した商品において投資家に発生する損益、または（D）その他の事項について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行いません。

- ・参照指数に連動する商品の取得を検討している場合、取得前に自身の財務、税務、投資および法律顧問に相談すべきです。参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも顧問または受託者として行為しません。
- ・参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、参照指数、これに含まれるあらゆるデータもしくは情報、またはこれが基づくあらゆるデータもしくは情報に関する商品性または特定目的への適合性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行わず、またそれぞれがこれらについて否認します。
- ・参照指数は構造化されており、参照指数の価額は当該指数に連動するいかなる取引も考慮せずに算出されます。参照指数スポンサーおよび参照指数計算代理人は、参照指数の構造化、参照戦略の価額の算出、参照指数に関連する裁量権の行使または決定に際して、いかなる者の利益についても考慮する義務はありません。
- ・上記の内容を制限することなく、いかなる場合においても、参照指数スポンサーまたは参照指数計算代理人は、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（逸失利益を含みます。）について、かかる損害の可能性について通知を受けていたとしても、（契約、不法行為その他によるかを問わず）いかなる者に対しても何ら責任を負いません。
- ・本免責事項の内容のいずれも、かかる責任の排除または制限が法律で認められていない場合は、責任を排除または制限するものではありません。

この保険は、GSI またはそのいかなる関連会社（ゴールドマン・サックス・アセットマネジメント L.P. を含みます。以下、本段落において、個別にまたは総称して「ゴールドマン・サックス」といいます。）からも、スポンサー、承認、販売、保証、引受、販売促進されていません。ゴールドマン・サックスは、年金保険一般、指数連動型年金保険もしくは特にこの保険が参照する戦略指数への投資についての助言の当否、参照指数が意図されたように機能する能力、参照指数へのエクスポージャーを取得するメリット（もしあれば）、またはこの保険を購入もしくは保有することの適合性について、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行いません。ゴールドマン・サックスは、参照指数の構成または計算において、この保険の保有者のニーズを考慮に入れる義務を負っていません。ゴールドマン・サックスは、参照指数、当該指数の裏付けとなる方法論、当該指数の計算、またはこの保険に関して使用されるデータの提供についての正確性・完全性について保証しません。ゴールドマン・サックスは、一切の特別、懲罰的、間接的または結果的損害について、たとえ当該損害の可能性について通知されたとしても、その責任を明確に否認します。

通貨指定型個人年金保険 (24) 普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 通貨の種類

第1条 通貨の種類

2. 積立利率

第2条 積立利率

3. 積立金および積立金額

第3条 積立金および積立金額

4. 基本保険金額

第4条 基本保険金額

5. 保険年度

第5条 保険年度

6. 年金支払開始日および年金支払日、年金額ならびに年金の種類

第6条 年金支払開始日および年金支払日

第7条 年金額

第8条 年金の種類

7. 年金および死亡給付金の支払

第9条 年金および死亡給付金の支払および免責

第10条 年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則

第11条 年金の分割払

第12条 年金の一括払

第13条 年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所

第14条 年金証書

8. 会社の責任開始期および契約日

第15条 会社の責任開始期および契約日

9. 保険契約の無効および取消

第16条 死亡給付金不法取得目的による無効

第17条 詐欺による取消

10. 告知

第18条 告知

11. 保険契約の解除

第19条 重大事由による解除

12. 解約および解約返還金

第20条 解約

第21条 解約返還金

13. 死亡給付金受取人による保険契約の存続

第22条 死亡給付金受取人による保険契約の存続

14. 年金の種類、年金支払期間および年金総額保証割合の変更

第23条 年金の種類、年金支払期間および年金総額保証割合の変更

15. 年金受取人および死亡給付金受取人

第24条 年金受取人の変更

第25条 遺言による年金受取人の変更

第26条 後継年金受取人の指定または変更

第27条 遺言による後継年金受取人の指定または変更

第28条 死亡給付金受取人の変更

第29条 遺言による死亡給付金受取人の変更

16. 保険契約者

第30条 保険契約者の変更

第31条 保険契約者の住所の変更

17. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

第32条 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

18. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第33条 年齢の計算

第34条 契約年齢および性別の誤りの処理

19. 契約者配当金

第35条 契約者配当金

20. 時効

第36条 時効

21. 被保険者の業務、転居および旅行

第37条 被保険者の業務、転居および旅行

22. 管轄裁判所

第38条 管轄裁判所

23. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第39条 死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

24. 即時払年金特則

第40条 即時払年金特則

25. 指数連動部分付年金特則	第47条 この特則を適用した場合の年金額
第41条 指数連動部分付年金特則の適用	第48条 この特則を適用した場合の年金支払保証期間および年金の一括払の取扱
第42条 参照指数	第49条 即時払年金特則とあわせてこの特則を適用する場合の取扱
第43条 指数判定日および基準日	第50条 参照指数の変更
第44条 上昇率	第51条 特則の解約
第45条 連動率	
第46条 据置期間中指数判定の有無	

通貨指定型個人年金保険（24）普通保険約款

（この保険の概要）

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

（1）年金

（ア）確定年金の場合

年金支払開始日に被保険者が生存している場合、年金支払期間中年金を支払います。

（イ）年金総額保証付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、被保険者が年金支払保証期間中に死亡したときは、年金支払保証期間中に限り継続して年金を支払います。

（2）死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

1. 通貨の種類

（通貨の種類）

第1条 この保険契約の通貨の種類は、つぎの各号のうち会社の定める範囲のものとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を1つ指定するものとします。

- （1）アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
- （2）オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）
- （3）日本国通貨（以下「円」といいます。）

2. 保険料の払込または年金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

2. 積立利率

（積立利率）

第2条 積立利率とは、通貨の種類、契約年齢、契約日から年金支払開始日の前日までの期間（以下「据置期間」といいます。）、第8条（年金の種類）に定める年金の種類および年金支払期間または第8条に定める年金総額保証割合ごとに設定するもので、会社が指定する利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の3営業日前の日における会社の定める期間の指標金利の平均値に会社の定める範囲内の率を増減させた率から、会社の定める率を差し引いた利率のことをいいます。

2. 前項の規定にかかわらず、前項において会社が指定する利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により前項において会社が指定する利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。）に書面（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下同じ。）によって通知します。

3. 積立金および積立金額

(積立金および積立金額)

第3条 積立金とは、将来の年金および死亡給付金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、年金支払開始日前において積立利率を適用して、経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。

4. 基本保険金額

(基本保険金額)

第4条 基本保険金額とは、死亡給付金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。

5. 保険年度

(保険年度)

第5条 この保険契約において、保険年度とは、契約日または年単位の契約応当日からその直後の年単位の契約応当日の前日まで（年金支払開始日以後については年金支払日からその直後の年金支払日の前日まで）をいいます。

6. 年金支払開始日および年金支払日、年金額ならびに年金の種類

(年金支払開始日および年金支払日)

第6条 年金支払開始日とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日とします。

2. 年金支払日とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(年金額)

第7条 年金額は、会社の定める方法により、基本保険金額をもとに、契約日における会社の定める率により計算した金額とします。

2. 前項の場合、会社は、契約日における積立利率を、次条に定める年金の種類に応じてつぎの各号のとおり適用し、その適用期間の経過後は、契約日における会社所定の利率を適用するものとします。

(1) 年金の種類が確定年金の場合

つぎの(ア)の期間。ただし、(ア)の期間が30年をこえる場合は、(イ)の期間とします。

(ア) 据置期間および年金支払期間の合計期間

(イ) 契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間

(2) 年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合

契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間

(年金の種類)

第8条 この保険契約の年金の種類はつぎのとおりとし、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定するものとします。

(1) 確定年金

(2) 年金総額保証付終身年金

2. 年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、年金総額保証割合を指定するものとし、年金支払開始日から被保険者が生存しているときに支払われる年金の合計額が初めて基本保険金額に指定された年金総額保証割合を乗じた金額以上となる年金支払日の属する保険年度の末日までの期間を年金支払保証期間とします。

7. 年金および死亡給付金の支払

(年金および死亡給付金の支払および免責)

第9条 この保険契約の年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

年金の種類 ・死亡給付金		支払額	受取人	年金・死亡給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても年金・死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
年金	確定年金	年金額	年金受取人	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	——
				被保険者が年金支払開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡した場合で、その死亡した日後の年金支払期間中の年金支払日が到来したとき	
	年金総額保証付終身年金	年金額		被保険者が年金支払日に生存しているとき	——
				被保険者が年金支払開始日以後、前条に定める年金支払保証期間中の最後の年金支払日前に死亡した場合で、その死亡した日後の年金支払保証期間中の年金支払日が到来したとき	
死亡給付金		基本保険金額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意（被保険者が自殺した場合を除きます。） (2) 戦争その他の変乱

(年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則)

第10条 年金受取人は保険契約者または被保険者とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

- 前項の規定にかかわらず、年金受取人が年金支払開始日以後で年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、第26条（後継年金受取人の指定または変更）および第27条（遺言による後継年金受取人の指定または変更）に定めるとおり取り扱います。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、第1号の場合は被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を、第2号または第3号の場合は被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（死亡給付金額をこえるときは、死亡給付金額を限度とします。以下本条において同じ。）と同額の返還金を保険契約者に支払います。
(1) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（被保険者が自殺した場合を除きます。）。
(2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（被保険者が自殺した場合および前号の場合を除きます。）。
(3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
- 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡給付金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額と同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増

加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。

(年金の分割払)

第11条 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、会社の定める範囲で、年金の分割払を請求することができます。この場合、会社は、支払事由の生じた年金を分割払回数に分割して支払います。

2. 保険契約者は、年金の分割払を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 前2項の場合、保険契約者は、つぎの各号のうち会社の定める範囲で、分割払回数を1つ指定するものとし、分割払日は分割払回数に応じてそれぞれつぎのとおりとします。

(1) 年2回払

各保険年度における年金支払日およびその年金支払日の6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日とします。以下本条において同じ。）

(2) 年4回払

各保険年度における年金支払日およびその年金支払日の3か月後、6か月後、9か月後の月単位の応当日

(3) 年6回払（奇数月払）

各保険年度における1月、3月、5月、7月、9月、11月の年金支払日の月単位の応当日（年金支払日が奇数月の場合は年金支払日を含みます。）

(4) 年6回払（偶数月払）

各保険年度における2月、4月、6月、8月、10月、12月の年金支払日の月単位の応当日（年金支払日が偶数月の場合は年金支払日を含みます。）

(5) 年12回払

各保険年度における年金支払日およびその年金支払日の毎月の月単位の応当日

4. 各分割払日における支払金（以下「分割払金」といいます。）の額は、年金額をもとに、分割払回数に応じて、会社の定める方法により、同一保険年度における各分割払金額が同額となるよう計算した金額とします。

5. 分割払金は、つぎの各号に定める日（その日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、年金受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。ただし、分割払金を支払うために確認が必要な場合には、第13条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項から第7項までの規定を準用します。

(1) 各保険年度における第1回の分割払金

第1回の分割払日または年金の請求に必要な書類が会社に到着した日のいずれか遅い日

(2) 各保険年度における第2回以後の分割払金

それぞれの分割払日

6. 年金の分割払中に保険契約が消滅した場合または次条に定める年金の一括払が行なわれた場合で、未払分割払金があるときは、未払分割払金の現価を年金受取人に支払います。

7. 保険契約者は、会社の定める範囲で、分割払回数の変更（年金の分割払の中止を含みます。）を請求することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。その請求に必要な書類が会社に到着した日の直後に到来する年金支払日における年金から変更後の取扱を適用します。

(年金の一括払)

第12条 年金受取人は、年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「一括払請求日」といいます。）に応じたつぎの各号の額とし、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

(1) 一括払請求日に積立利率が適用されているとき

一括払請求日における残余年金支払期間の未払年金の現価に基づき別表2に定める算式により計算した金額

- (2) 一括払請求日に積立利率が適用されていないとき
一括払請求日における残余年金支払期間の未払年金の現価
- 2. 年金受取人は、年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合、年金支払開始日以後年金支払保証期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払保証期間中の将来の年金の全部の支払にかえて、残余年金支払保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、一括払請求日に応じたつぎの各号の額とします。
 - (1) 一括払請求日に積立利率が適用されているとき
一括払請求日における残余年金支払保証期間の未払年金の現価に基づき別表2に定める算式により計算した金額
 - (2) 一括払請求日に積立利率が適用されていないとき
一括払請求日における残余年金支払保証期間の未払年金の現価
- 3. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - (2) 年金の一括払が行なわれた後、残余年金支払保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
 - (3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。
- 4. 年金の一括払の支払時期および支払場所については、次条の規定を準用します。

(年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第13条 年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2. 支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。
 - 3. 年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日(会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。)の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、年金または死亡給付金の受取人の口座(会社の指定した金融機関等の口座に限りです。)に払い込む方法により支払います。
 - 4. 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 第16条(死亡給付金不法取得目的による無効)、第17条(詐欺による取消)または第19条(重大事由による解除)に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第19条第1項第3号(ア)から(ウ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金の請求時までにおける事実
 - 5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査

機関または裁判所に対する照会 180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

6. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を年金または死亡給付金を請求した者に通知します。
7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

（年金証書）

第14条 会社は、第1回の年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に交付します。

8. 会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

第15条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
……一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……一時払保険料充当金を受け取った時
2. 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とし、契約年齢、据置期間および積立利率を適用する期間は、この日を基準として計算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
4. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
 - (3) 年金および死亡給付金の受取人の氏名または名称その他の受取人を特定するために必要な事項
 - (4) 保険契約の種類
 - (5) 年金の種類
 - (6) 責任開始日
 - (7) 契約日
 - (8) 据置期間
 - (9) 年金支払開始日
 - (10) 年金支払期間
 - (11) 年金額、死亡給付金額、基本保険金額および一時払保険料
 - (12) 保険証券の作成年月日
5. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

9. 保険契約の無効および取消

（死亡給付金不法取得目的による無効）

第16条 保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第17条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

10. 告知

（告知）

第18条 会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

11. 保険契約の解除

(重大事由による解除)

第19条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 会社の保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 会社は、年金または死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき年金に対応する部分とします。）を解除することができます。

3. 前項の場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金または死亡給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが年金受取人または死亡給付金受取人のみであり、その年金受取人または死亡給付金受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金または死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに年金または死亡給付金を支払っていたときは、年金または死亡給付金の返還を請求します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金（年金支払開始日以後については第12条（年金の一括払）に準じた支払額とします。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。

6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、年金または死亡給付金の一部の受取人に対して第2項および第3項の規定を適用し年金または死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金または死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

12. 解約および解約返還金

(解約)

第20条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

(解約返還金)

第21条 解約返還金額は、請求に必要な書類(別表1)が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(以下「解約返還金計算日」といいます。)の積立金額に基づき、別表3に定める算式により計算した金額とします。

2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
3. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第13条(年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)の規定を準用します。

13. 死亡給付金受取人による保険契約の存続

(死亡給付金受取人による保険契約の存続)

第22条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。

2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額(以下「債権者等への支払金額」といいます。)を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡給付金受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合には、本条の規定は適用しません。

14. 年金の種類、年金支払期間および年金総額保証割合の変更

(年金の種類、年金支払期間および年金総額保証割合の変更)

第23条 年金の種類、年金支払期間および年金総額保証割合を変更することはできません。

15. 年金受取人および死亡給付金受取人

(年金受取人の変更)

第24条 保険契約者(年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。)は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

2. 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
4. 第1項の通知が会社に到着したときは、年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

6. 年金受取人が年金支払開始日前に死亡したときは、被保険者を年金受取人とします。

(遺言による年金受取人の変更)

- 第25条 前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。
2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 年金支払開始日以後に、前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 4. 第1項および第2項の規定による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
 5. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

(後継年金受取人の指定または変更)

- 第26条 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は1人の年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 年金受取人が年金支払開始日以後で年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継年金受取人が新たな年金受取人となるものとし、その後継年金受取人はその死亡した年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 4. 前項の場合で、後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継年金受取人が指定されていないときは、年金受取人の法定相続人を後継年金受取人とし、前項の規定を適用します。ただし、前項および本項の規定により被保険者の死亡時以後に年金受取人となった者が死亡した場合は、本項の規定は適用しません。
 5. 前2項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 6. 第1項の通知が会社に到着したときは、後継年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
 7. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の年金受取人または後継年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 8. 第1項から前項までの規定にかかわらず、後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、その者は後継年金受取人としての取扱を受けることはできません。

(遺言による後継年金受取人の指定または変更)

- 第27条 前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は1人の年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項の規定による後継年金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 5. 遺言により指定または変更された後継年金受取人については、前条第3項から第5項までおよび第8項の規定を準用します。

(死亡給付金受取人の変更)

- 第28条 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡給付金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさか

のぼって生じるものとします。

4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡給付金を支払いません。
5. 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
6. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
7. 前2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による死亡給付金受取人の変更)

- 第29条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項の規定による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

16. 保険契約者

(保険契約者の変更)

- 第30条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

(保険契約者の住所の変更)

- 第31条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

(保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者)

- 第32条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
 3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。
 4. 年金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。
 5. 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

18. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

- 第33条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第34条 保険契約申込書(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法)による場合を含みます。以下本条において同じ。)に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときは実際の年齢に基づいて会社の定める方法により処理を行いません。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

19. 契約者配当金

(契約者配当金)

第35条 この保険契約には契約者配当金はありません。

20. 時効

(時効)

第36条 年金または死亡給付金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

21. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第37条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

22. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第38条 この保険契約における年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または年金もしくは死亡給付金の受取人(年金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

23. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

第39条 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、請求に必要な書類(別表1)に加え、死亡退職金等の受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

24. 即時払年金特則

(即時払年金特則)

第40条 年金の種類として年金総額保証付終身年金を指定した場合、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特則を適用することで、契約日を年金支払開始日とすることができます。

2. この特則を適用した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1回の年金は、年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日とします。）に支払います。この場合、年金額に会社所定の利率による利息をつけた金額を支払います。

(2) 前号の場合、第1回の年金の支払時期および支払場所については、第13条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定中、「その請求に必要な書類が会社に到着した日」を「年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日とします。）または第1回の年金の請求に必要な書類が会社に到着した日のいずれか遅い日」と読み替えて適用します。

(3) 第1回の年金について、第11条（年金の分割払）に定める年金の分割払が請求された場合、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 分割払日は分割払回数に応じてそれぞれつぎのとおりとします。

a. 年2回払

年金支払開始日の1か月後、6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日とします。以下本号において同じ。）

b. 年4回払

年金支払開始日の1か月後、3か月後、6か月後、9か月後の月単位の応当日

c. 年6回払（奇数月払）

年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日以後の第1保険年度における1月、3月、5月、7月、9月、11月の年金支払開始日の月単位の応当日

d. 年6回払（偶数月払）

年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日以後の第1保険年度における2月、4月、6月、8月、10月、12月の年金支払開始日の月単位の応当日

e. 年12回払

年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日以後の第1保険年度における年金支払開始日の毎月の月単位の応当日

(イ) 前(ア)c. またはd. の場合で第1回の分割払日が年金支払開始日の2か月後の月単位の応当日となるときおよび前(ア)e. の場合は、第1回の分割払日において、第1回の分割払金および第2回の分割払金を支払います。

(ウ) 第1回の分割払金については、第11条に定める分割払金額に、年金支払開始日から第1回の分割払日までの会社所定の利率による利息をつけた金額を支払います。

(エ) 前(ア)c. またはd. の場合で第1回の分割払日が年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日となるときは、前(ウ)の規定は適用しません。

(4) 第14条（年金証書）の規定は、「第1回の年金を支払うとき」を「会社が保険契約の申込を承諾したとき」と読み替えて適用します。

3. この特則のみの解約は取り扱いません。

25. 指数連動部分付年金特則

(指数連動部分付年金特則の適用)

第41条 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特則を適用することができます。この特則を適用する場合、本条から第51条（特則の解約）までの規定を適用します。

(参照指数)

第42条 参照指数とは、第44条（上昇率）に定める上昇率の計算に用いるために会社が指定する指標のことをいいます。なお、各日の参照指数の値は、その日（その日が会社の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。）の末に会社が取得できる最新の参照指数の終値とします。

2. 保険契約者は、この特則の適用の際、会社が指定した参照指数の中から、参照指数を1つ指定するものとします。
3. 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。）は、前項の規定により指定された参照指数を変更することはできません。

（指数判定日および基準日）

第43条 指数判定日とは、契約日後到来する毎年の年単位の契約当日の前日（年金支払開始日以後については年金支払開始日の毎年の年単位の当日の前日）とします。

2. 基準日とは、上昇率の計算の基準となる日のことをいい、前項に定める指数判定日に応じてつぎの各号に定める日とします。

（1）第1回の指数判定日に応じた基準日

保険契約の責任開始日から起算して8日後となる日または会社が保険契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日の翌日

（2）第2回以後の指数判定日に応じた基準日

直前の指数判定日

（上昇率）

第44条 上昇率とは、前条第1項に定める指数判定日の参照指数の値が、その指数判定日に応じた同条第2項に定める基準日の参照指数の値に対して上昇した割合のことをいい、つぎのとおり計算します。ただし、0%未満となる場合は0%とします。

上昇率＝（各指数判定日の参照指数の値－その指数判定日に応じた基準日の参照指数の値）÷その指数判定日に応じた基準日の参照指数の値×100%

（連動率）

第45条 連動率とは、第47条（この特則を適用した場合の年金額）第2項に定める追加年金額の計算に用いる割合のことをいい、この特則の適用の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定した率とします。

2. 前項の規定により指定された連動率の変更は取り扱いません。

（据置期間中指数判定の有無）

第46条 保険契約者は、この特則の適用の際、会社の定める範囲で、据置期間中の指数判定（以下「据置期間中指数判定」といいます。）の有無を指定するものとします。

2. 前項の規定により指定された据置期間中指数判定の有無の変更は取り扱いません。

（この特則を適用した場合の年金額）

第47条 この特則を適用した場合の年金額は、第7条（年金額）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）年金額は、つぎの（ア）および（イ）に定める金額の合計額とし、本号（イ）に定める指数連動部分の年金額は毎年の年金支払日に計算します。

（ア）定額部分の年金額

会社の定める方法により、基本保険金額をもとに、契約日における会社の定める率により計算した金額

（イ）指数連動部分の年金額

第1回の年金支払日からその年金支払日までの追加年金額を累計した金額

（2）前号の場合、定額部分の年金額について、会社は、契約日における積立利率を、第8条（年金の種類）に定める年金の種類に応じてつぎの（ア）または（イ）のとおり適用し、その適用期間の経過後は、契約日における会社所定の利率を適用するものとします。

（ア）年金の種類が確定年金の場合

つぎのa.の期間。ただし、a.の期間が30年をこえる場合は、b.の期間とします。

a. 据置期間および年金支払期間の合計期間

b. 契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間

（イ）年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合

契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間

2. 追加年金額とは、毎年の年金支払日に、上昇率および連動率に基づき計算される金額のことをいい、据

置期間中指数判定の有無に応じて、つぎの算式により計算される金額とします。

(1) 据置期間中指数判定ありの場合

(ア) 第1回の年金支払日における追加年金額

追加年金額＝定額部分の年金額×据置期間中に到来する各指数判定日における上昇率の合計×連動率

(イ) 第2回以後の年金支払日における追加年金額

追加年金額＝定額部分の年金額×その年金支払日の前日と同日となる指数判定日における上昇率×連動率

(2) 据置期間中指数判定なしの場合

追加年金額＝定額部分の年金額×その年金支払日の前日と同日となる指数判定日における上昇率×連動率

3. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに定める事由に該当した場合には、その該当日後に到来する年金支払日の前日と同日となる指数判定日における指数判定は行なわず、その該当日後に到来する年金支払日における追加年金額は0となります。

(1) 契約日から起算して30年をこえない範囲で会社の定めた期間が経過する日の直後の年金支払日が到来した場合

(2) 被保険者が死亡した場合

(3) 第12条（年金の一括払）に定める年金の一括払が行なわれた場合

（この特則を適用した場合の年金支払保証期間および年金の一括払の取扱）

第48条 この特則を適用した場合、年金支払保証期間および年金の一括払については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第8条（年金の種類）第2項の規定は、「年金の合計額」を「定額部分の年金額の合計額」と読み替えて適用します。

(2) 第12条（年金の一括払）第1項第2号および同条第2項第2号の規定は、「未払年金の現価」を「定額部分の年金額に対応する未払年金の現価および指数連動部分の年金額に対応する未払年金の現価の合計額」と読み替えて適用します。

(3) 別表2は、「未払年金の現価×（1－市場価格調整率）－基本保険金額×会社の定める解約控除率」を「定額部分の年金額に対応する未払年金の現価×（1－市場価格調整率）＋指数連動部分の年金額に対応する未払年金の現価－基本保険金額×会社の定める解約控除率」と読み替えて適用します。

（即時払年金特則とあわせてこの特則を適用する場合の取扱）

第49条 即時払年金特則とあわせてこの特則を適用する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第46条（据置期間中指数判定の有無）に定める据置期間中指数判定の有無の指定を要しません。

(2) 追加年金額はつぎの算式により計算される金額とします。なお、第1回の年金支払日における追加年金額は0となります。

追加年金額＝定額部分の年金額×その年金支払日の前日と同日となる指数判定日における上昇率×連動率

（参照指数の変更）

第50条 会社は将来、この特則のために指定した参照指数を、その参照指数が消滅する等の理由により変更することがあります。この場合、会社は、参照指数を変更する日（以下「指数変更日」といいます。）の2か月前までにつぎの各号の事項を変更されるその参照指数を指定している保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。）に通知します。

(1) 新たな参照指数の内容

(2) 指数変更日

2. 前項の規定により参照指数を変更する場合、第44条（上昇率）の規定にかかわらず、指数変更日以後の上昇率の計算にあたっては、会社の定める方法により処理を行ないます。

（特則の解約）

第51条 この特則のみの解約は取り扱いません。

別表 1 請求書類

(1) 年金、死亡給付金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第 1 回の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券または年金証書
2	第 2 回以後の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本とし、被保険者の死亡後は被保険者の死亡事実が記載されたものとする。） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	年金の一括払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本とし、被保険者の死亡後は被保険者の死亡事実が記載されたものとする。） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
4	死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	年金の分割払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
2	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	死亡給付金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
5	遺言による年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
6	後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
7	遺言による後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
8	死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

項 目		必 要 書 類
9	遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
10	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

別表2 年金の一括払の支払額

年金の一括払を行なった場合で、一括払請求日に積立利率が適用されているときの支払額はつぎの算式により計算した金額とします。

$$\text{未払年金の現価} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{基本保険金額} \times \text{会社の定める解約控除率}$$

(注) 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率}}{1 + \text{一括払請求日の市場価格調整用利率} + \text{会社の定める率}} \right]^{\text{調整年数}}$$

- ・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、一括払請求日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
- ・一括払請求日の市場価格調整用利率とは、一括払請求日を契約日、契約年齢をこの保険契約の契約年齢とし、この保険契約と同一の通貨、据置期間、年金の種類および年金支払期間または年金総額保証割合が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、会社の定める方法により計算される、その新たな保険契約に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。
- ・会社の定める率とは、年金の一括払の支払額の計算に用いる調整率で、市場環境等に応じて0.00%以上0.10%以下の範囲内で定める率とします。
- ・調整年数とは、積立利率を適用する期間の残存年数および適用されている積立利率等に応じて会社の定める方法により計算した値とします。

別表3 解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{基本保険金額} \times \text{会社の定める解約控除率}$$

ただし、「基本保険金額」を上限とします。

(注) 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率} + \text{会社の定める率}} \right]^{\text{調整年数}}$$

- ・積立金額は経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。
- ・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
- ・解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日、契約年齢をこの保険契約の契約年齢とし、この保険契約と同一の通貨、据置期間、年金の種類および年金支払期間または年金総額保証割合が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、会社の定める方法により計算される、その新たな保険契約に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。
- ・会社の定める率とは、解約返還金額の計算に用いる調整率で、市場環境等に応じて0.00%以上0.10%以下の範囲内で定める率とします。
- ・調整年数とは、積立利率を適用する期間の残存年数および適用されている積立利率等に応じて会社の定める方法により計算した値とします。

保険料円貨入金特約条項 目次

この特約の概要

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

保険料円貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。
- (2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

保険料外貨入金特約条項 目次

この特約の概要

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に
付加する場合の特則

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

保険料外貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨と異なる外貨により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 会社は、保険契約者が主契約における外貨と異なるつぎの(ア)から(エ)までのうち会社の定める取扱範囲のいずれかの外貨により払い込んだ金銭を主契約における外貨建の一時払保険料に換算し、充当します。

(ア) アメリカ合衆国通貨（米ドル）

(イ) 欧州単一通貨（ユーロ）

(ウ) オーストラリア連邦通貨（豪ドル）

(エ) ニュージーランド通貨（ニュージーランドドル）

(2) 前号の主契約における外貨と異なる外貨により払い込まれる金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する保険契約者が払い込む外貨の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更有った場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約における外貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更有った場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

(4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した主契約における外貨建の一時払保険料と同額とします。

(5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に外貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

円貨支払特約条項 目次

この特約の概要	第14条	主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
第1条 特約の適用	第15条	主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則
第2条 年金を支払う場合の取扱	第16条	生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第3条 死亡給付金等を支払う場合の取扱	第17条	予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則
第4条 年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱	第18条	主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第5条 解約返還金を支払う場合の取扱	第19条	積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第6条 繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱	第20条	主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱
第7条 更新時差額返還金を支払う場合の取扱	第21条	主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱
第8条 その他の返還金を支払う場合の取扱	第22条	予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則
第9条 主約款の規定の準用	第23条	通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則
第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則		
第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則		
第12条 通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則		
第13条 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則		

円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第1条 この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

（年金を支払う場合の取扱）

第2条 第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額（主契約に終身保険移行特約が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。）を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。
 - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（死亡給付金等を支払う場合の取扱）

- 第3条 死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱）

- 第4条 年金支払開始日における年金原資額の一時支払または第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。以下本条において同じ。）または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。
2. 前項の場合、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（解約返還金を支払う場合の取扱）

- 第5条 主契約および特約の解約または基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて解約返還金を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱）

- 第6条 繰上げ年金開始による第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外

貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額（以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。）をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
3. 前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
 - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（更新時差額返還金を支払う場合の取扱）

- 第7条 主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者（死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（その他の返還金を支払う場合の取扱）

- 第8条 主約款の規定により、積立金その他の返還金（以下「その他の返還金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。
2. 前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

- 第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）

- 第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
 - (2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第2条（特約年金の支払）第2項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等を円貨に換算した金額（以下「円換算死亡給付金額等」といいます。）をもとに、第1回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率

- により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
- (3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。
- (4) 第2号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
2. この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。
3. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
4. この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
5. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条（主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則）に定める死亡保険金の額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
6. この特約とあわせて主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときには、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額を第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて円貨に換算した金額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、前号の規定にかかわらず、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条に定める死亡保険金の額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

7. この特約とあわせて主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がB型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。
- (3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。
 - (イ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

(主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則)

第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
 - (2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
 - (3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
 - (4) つぎの(ア)および(イ)の場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
 - (ア) 第2号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (イ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。
2. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金を前項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額に特約年金支払開始日の前日における繰越準備金を加えた額を円換算特約年金原資額とし、前項の規定を適用します。
3. 前項の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特約が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、前項の規定は、「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」を「特約年金支払開始日の前日における主約款第21条（解約返還金）に定める解約返還金に同日における生存給付金積立金を加えた金額」と読み替えて適用します。

(通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則)

第12条 この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が死亡時保証金額である場合に限り。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第13条 この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は適用しません。

2. この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限り。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

3. この特約を運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価である場合に限り。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）第1項、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第1項第1号および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

（主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則）

第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約または保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は適用しません。

（生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第16条 この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 遺族年金の一括払の請求に際して、遺族年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則）

第17条 この特約を予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により、死亡保険金を支払う際に死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻される返還金について、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(2) 第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(3) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約を保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、第2号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料もしくは保険料円貨払込金額の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) この特約を年金支払移行特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または年金支払移行特約（平準払用）条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約年金受取人」

と読み替えて適用します。

- (イ) 前条までに定めるほか、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価または死亡時保証金額である場合に限り。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
- (ウ) 前(イ)の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (エ) 前(ウ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約介護年金の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 特約介護年金額の計算においては、第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）第1項第2号および同条同項第3号の規定を準用します。
 - (イ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を特約介護年金受取人に書面によって通知します。
 - (ウ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算特約介護年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約介護年金受取人に支払います。
 - (エ) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、第11条第2項の規定を準用します。
 - (オ) 前(エ)の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特約が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、第11条第3項の規定を準用します。
- (2) 第1回の特約介護年金の請求後、特約介護年金（支払額が残余保証期間の未払特約介護年金の現価または死亡時保証金額である場合に限り。）の支払の請求または特約介護年金の一括払の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余保証期間の未払特約介護年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約介護年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、前条第5号の規定を準用します。
- (3) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または介護年金支払移行特約条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。
- (4) 介護年金支払移行特約とあわせて主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第1号および第2号の規定は、「主約款」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。
 - (イ) 第14条（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）第1項および前号の規定にかかわらず、第8条第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項もしくは介護年金支払移行特約条項の規定」と、「主約款の

通貨」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。

（積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第19条 この特約を積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は、認知症介護保険金を支払う場合に準用します。
- (2) 前号の場合で主契約の規定により認知症介護保険金について代理請求が行なわれるときは、第3条の規定は、「死亡給付金等の受取人」を「主約款に定める代理人」と、第10条の規定は、「特約年金受取人」を「主約款に定める代理人」と読み替えて適用します。

（主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱）

第20条 主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により、最終回の生存給付金支払日に対象額から上限額指定通貨換算額を差し引いた金額を支払う際に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、当該金額を円貨により支払います。この場合、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

（主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱）

第21条 主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) すえ置期間の満了（保険金等のすえ置特約条項に定めるすえ置の型がA型の場合に限ります。）により、同特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) すえ置期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
 - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、すえ置期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (2) 保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の請求に際して、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
 - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (3) すえ置期間中に保険金等の受取人が死亡したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人の相続人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。
- (4) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解約されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

- (5) すえ置期間中に重大事由によりすえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解除されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第8条の規定を準用します。
- (6) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が消滅（解約および重大事由による解除による消滅を除きます。）したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人（本号(7)の場合には、死亡給付金等の受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (7) 主契約の死亡給付金等の支払事由が生じたことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。
- (イ) 主約款および各特約条項の規定により年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）が支払われるべき期間の満了による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。
- a. 年金が支払われるべき期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
- b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金が支払われるべき期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (ウ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合に限ります。）または年金の一括払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。
- a. 年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ウ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
- b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (エ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合を除きます。）による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第8条の規定を準用します。
- (オ) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第12条（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）第2項第2号の規定を準用します。
- (カ) 免責事由により、主契約の死亡給付金等または年金が支払われないことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第8条の規定を準用します。

（予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則）

第22条 この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
- (2) 前号の場合、つぎの(7)および(イ)のとおり取り扱います。
- (7) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標と

して指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- (3) 主約款の規定により、死亡給付金を支払う際に死亡給付金とともに死亡給付金受取人に払い戻される返還金について、第3条(死亡給付金等を支払う場合の取扱)の規定を準用します。
- (4) 第5条(解約返還金を支払う場合の取扱)第1項の規定は、「解約返還金(減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。)」を「解約返還金(解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。)」と読み替えて適用します。
- (5) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。
 - (イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。
 - (ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(通貨指定型個人年金保険 (24) に付加した場合の特則)

第23条 この特約を通貨指定型個人年金保険 (24) に付加した場合には、第2条(年金を支払う場合の取扱)の規定は適用しません。

2. この特約を通貨指定型個人年金保険 (24) に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
 - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- (2) 年金の分割払中に年金の一括払が請求された場合で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、前号の規定を準用します。
- (3) 年金の分割払中に主契約が消滅した場合(年金の一括払により消滅した場合を除きます。)で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、第8条(その他の返還金を支払う場合の取扱)の規定を準用します。

年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金を支払う場合の取扱
- 第3条 特約の解約
- 第4条 特約の消滅とみなす場合
- 第5条 主約款の規定の準用
- 第6条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等が
付加されている場合の特則

- 第7条 主契約に目標値到達時定額円貨建年金保険
移行特約等が付加されている場合の特則
- 第8条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通
貨指定型）が付加された場合の特則
- 第9条 主契約に介護年金支払移行特約が付加され
ている場合の特則
- 第10条 通貨指定型個人年金保険（24）に付加した
場合の特則

年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金を、その支払ごとに円貨に換算して支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者（主契約の年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下第3条（特約の解約）において同じ。）は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（年金を支払う場合の取扱）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、つぎの各号の年金を円貨により支払います。

- (1) 年金支払日に支払事由が生じる年金（年金の継続支払により支払われる年金を含み、支払額が年金額である場合に限ります。）
- (2) 被保険者が死亡した場合で死亡時増額期間が満了したときに支払事由が生じる年金
2. 前項第1号に定める年金については、支払われる年金ごとの年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金を円貨に換算します。
3. 第1項第2号に定める年金については、死亡時増額期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金を円貨に換算します。
4. 前2項の会社所定の為替レートは、前2項にそれぞれ定める年金支払日または死亡時増額期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（特約の解約）

第3条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第4条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主約款の規定の準用）

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約等が付加されている場合の特則）

第6条 主契約に運用期間中年金支払移行特約、年金支払移行特約または年金支払移行特約（平準払用）が付加

されている場合には、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、特約年金受取人が、特約年金支払開始日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 主契約に運用期間中年金支払移行特約、年金支払移行特約または年金支払移行特約（平準払用）とあわせてこの特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金支払日に支払事由が生じる特約年金（特約年金の継続支払により支払われる特約年金を含み、支払額が特約年金額である場合に限りします。）を円貨により支払います。
- (2) 前号に定める特約年金については、支払われる特約年金ごとの特約年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金を円貨に換算します。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、前号に定める特約年金支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) 第3条（特約の解約）の規定にかかわらず、特約年金受取人が、特約年金支払開始日以後、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（主契約に目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約等が付加されている場合の特則）

第7条 主契約に目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約または目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約が定額の円貨建年金保険または定額の円貨建終身保険に移行したときは、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合の特則）

第8条 この特約が付加されている主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第9条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合で、主契約が特約介護年金に移行したときは、特約介護年金に移行した部分については、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。以下本条において同じ。）が、特約介護年金支払開始日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 前項の規定により特約介護年金受取人がこの特約を主契約に付加したとき、および、介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている主契約が特約介護年金に移行したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金支払日に支払事由が生じる特約介護年金（特約介護年金の継続支払により支払われる特約介護年金を含み、支払額が特約介護年金額である場合に限りします。）を円貨により支払います。
- (2) 前号に定める特約介護年金については、支払われる特約介護年金ごとの特約介護年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約介護年金を円貨に換算します。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、前号に定める特約介護年金支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) 特約介護年金に移行した部分については、第3条（特約の解約）の規定にかかわらず、特約介護年金受取人が、特約介護年金支払開始日以後、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。
- (5) 介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている主契約の全部が特約介護年金に移行した場合で、第1回の特約介護年金の請求に際して特約介護年金受取人が主契約に円貨支払特約を付加したときは、この特約は消滅したものとみなします。

（通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則）

第10条 この特約を通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合で、つぎの各号に定めるときは、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 年金の分割払が行なわれているとき

- (ア) 主約款の通貨に関する規定にかかわらず、分割払金を円貨により支払います。
- (イ) 前(ア)の場合、分割払金をそれぞれの分割払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算します。
- (ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、それぞれの分割払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 主契約に即時払年金特則が適用されているとき

- (ア) 第1回の年金について、つぎのとおり取り扱います。なお、第2回以後の年金については第2条の規定を適用します。
 - a. 主約款の通貨に関する規定にかかわらず、第1回の年金（年金支払開始日から年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日とします。以下本号において同じ。）までの会社所定の利率による利息を含みます。）を円貨により支払います。
 - b. 前a.の場合、年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号(ア)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて第1回の年金を円貨に換算します。
 - c. 前b.の会社所定の為替レートは、年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (イ) 第1回の年金について、年金の分割払が行なわれているとき（分割払回数が年6回払（奇数月払）または年6回払（偶数月払）の場合で、第1回の分割払日が年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日となるときを除きます。）は、前号の規定にかかわらず、第1回の分割払金について、つぎのとおり取り扱います。なお、第2回以後の分割払金については前号の規定を適用します。
 - a. 主約款の通貨に関する規定にかかわらず、第1回の分割払金（年金支払開始日から第1回の分割払日までの会社所定の利率による利息を含みます。）を円貨により支払います。
 - b. 前a.の場合、第1回の分割払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて第1回の分割払金を円貨に換算します。
 - c. 前b.の会社所定の為替レートは、第1回の分割払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

年金の円貨支払額平準化特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の適用
- 第3条 円貨支払基準額の指定および変更
- 第4条 年金の取扱
- 第5条 年金の一括払の請求および重大事由による解除が行なわれた場合の取扱

- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約の消滅とみなす場合
- 第8条 主約款の規定の準用
- 第9条 主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則
- 第10条 主契約に即時払年金特則が適用されている場合の特則

年金の円貨支払額平準化特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における年金について、円貨で指定した円貨支払基準額をこえた場合に、そのこえた金額を繰越準備金として積み立てる取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下同じ。）は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、この特約の付加日は、主契約の締結の際に付加したときは主契約の契約日、これ以外の時期に付加したときは会社がこの特約の付加の申込を承諾した日とします。

(特約の適用)

第2条 この特約は、前条に定める特約の付加日以後に支払われる年金（年金の分割払が行なわれている場合には分割払金とします。）から適用されます。

(円貨支払基準額の指定および変更)

第3条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で、年金（年金の分割払が行なわれている場合には分割払金とします。）の円貨建の支払額の基準（以下「円貨支払基準額」といいます。）を指定するものとします。

2. 保険契約者は、会社の定める範囲で、円貨支払基準額を変更することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

(年金の取扱)

第4条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払うものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の年金の支払に関する規定にかかわらず、年金の支払額はつぎのとおりとします。

(ア) 主契約の年金を年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額に次号および次項第2号に定める繰越準備金を加えた金額（以下本項において「対象額」といいます。）が円貨支払基準額以上となる場合

円貨支払基準額

(イ) 対象額が円貨支払基準額未満となる場合

対象額

(2) 前号(ア)の場合、対象額から円貨支払基準額を差し引いた金額は、繰越準備金として当該年金支払日から会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。

(3) 前号の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合で、本項第1号(ア)に該当したときには、対象額から円貨支払基準額を差し引いた金額を、年金受取人に支払います。

(ア) 年金の種類が確定年金の場合で年金支払期間中の最終回の年金を支払うとき

(イ) 年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合で年金支払保証期間中に被保険者が死亡し、年金支払

保証期間中の最終回の年金を支払うとき

- (4) 本項第1号(ア)の会社所定の為替レートは、当該年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
2. この特約を主契約に付加した場合で、年金の分割払が行なわれているときには、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、分割払金を円貨により支払うものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主約款の分割払金の支払に関する規定にかかわらず、分割払金の支払額はつぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の分割払金を分割払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートをを用いて円貨に換算した金額に前項第2号および次号に定める繰越準備金を加えた金額（以下本項において「対象額」といいます。）が円貨支払基準額以上となる場合

円貨支払基準額

 - (イ) 対象額が円貨支払基準額未満となる場合

対象額
 - (2) 前号(ア)の場合、対象額から円貨支払基準額を差し引いた金額は、繰越準備金として当該分割払日から会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合で、本項第1号(ア)に該当したときには、対象額から円貨支払基準額を差し引いた金額は、年金受取人に支払います。
 - (ア) 年金の種類が確定年金の場合で年金支払期間中の最終回の年金の最終回の分割払金を支払うとき
 - (イ) 年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合で年金支払保証期間中に被保険者が死亡し、年金支払保証期間中の最終回の年金の最終回の分割払金を支払うとき
 - (4) 本項第1号(ア)の会社所定の為替レートは、当該分割払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金の一括払の請求および重大事由による解除が行なわれた場合の取扱）

第5条 主約款の規定により年金の一括払の請求が行なわれた場合および重大事由により保険契約が解除された場合で、繰越準備金が積み立てられているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金の一括払の請求が行なわれた場合

主契約の年金の一括払が行なわれる場合の支払金に、一括払請求日における繰越準備金をその日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートをを用いて指定通貨に換算した金額を加えた金額を年金の一括払が行なわれる場合の支払金として年金受取人に支払います。
- (2) 重大事由により保険契約が解除された場合

主契約の返還金に、解除の通知を発信した日における繰越準備金をその日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートをを用いて指定通貨に換算した金額を加えた金額を返還金として年金受取人に支払います。
2. 前項の会社所定の為替レートは、同項各号に定めるそれぞれの為替レートの適用日における、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

（特約の解約）

第6条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

2. この特約が解約された場合で、繰越準備金が積み立てられているときには、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日における繰越準備金を年金受取人に支払います。

（特約の消滅とみなす場合）

第7条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合で、年金支払保証期間中の最後の年金支払日後（年金の

分割払が行なわれている場合には年金支払保証期間中の最後の分割払日後とします。)に被保険者が死亡したことによって主契約が消滅したとき。

(2) 年金の一括払が行なわれたとき。

(3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

2. 前項第1号の規定によってこの特約が消滅する場合で、繰越準備金が積み立てられているときには、消滅した日における繰越準備金を年金受取人に支払います。ただし、被保険者と年金受取人が同一人の場合で、後継年金受取人が指定されているときには後継年金受取人に支払うものとします。

(主約款の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則)

第9条 主約款の年金の一括払の規定および重大事由による解除の規定に基づく諸支払金を支払う際に、円貨支払特約が適用される場合で、繰越準備金が積み立てられているときには、第5条(年金の一括払の請求および重大事由による解除が行なわれた場合の取扱)の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金の一括払の請求が行なわれた場合

主契約の年金の一括払が行なわれる場合の支払金を円貨支払特約条項の規定により円貨に換算した金額に、主契約の一括払請求日における繰越準備金を加えた金額を年金の一括払が行なわれる場合の支払金として年金受取人に支払います。

(2) 重大事由により保険契約が解除された場合

主契約の返還金を円貨支払特約条項の規定により円貨に換算した金額に、解除の通知を発信した日における繰越準備金を加えた金額を返還金として年金受取人に支払います。

(主契約に即時払年金特則が適用されている場合の特則)

第10条 主契約に即時払年金特則が適用されている場合の第1回の年金については、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第4条(年金の取扱)第1項の規定は、「主契約の年金」を「主契約の年金(会社所定の利率による利息を含みます。)」と、「年金支払日」および「当該年金支払日」を「年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日(応当日のない場合はその月の末日とします。)」と読み替えて適用します。

(2) 年金の分割払が行なわれる場合(分割払回数が年6回払(奇数月払)または年6回払(偶数月払)の場合で、第1回の分割払日が年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日となるときを除きます。)の第1回の分割払金については、第4条第2項の規定は、「主契約の分割払金」を「主契約の分割払金(会社所定の利率による利息を含みます。)」と、「分割払日」および「当該分割払日」を「第1回の分割払日」と読み替えて適用します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	円貨支払基準額の変更	(1) 会社所定の円貨支払基準額の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
2	特約の解約	(1) 会社所定の特約の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

保険契約者代理特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の締結

第2条 保険契約者代理人による代理手続

第3条 保険契約者代理人の変更

第4条 告知義務違反による解除等の通知

第5条 特約の解約

第6条 特約の消滅とみなす場合

第7条 主約款等の規定の準用

第8条 積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則

保険契約者代理特約条項

（この特約の概要）

この特約は、保険契約者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）の支払開始日以後については年金の受取人としてします。以下同じ。）が手続を自ら行なうことができない特別な事情があるときに、保険契約者代理人が保険契約者の代理人として手続を行なうことを可能とするを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（保険契約者代理人による代理手続）

第2条 保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続に必要な書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

（1）手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合

（2）前号に準じる状態であると会社が認めた場合

2. 保険契約者代理人が行なうことのできる手続は、つぎのとおりとします。

（1）主約款および各特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続とします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款および各特約条項に定める保険金等の受取人が行なうことのできる手続を含みます。

（2）前号の規定にかかわらず、つぎの手続を除きます。

（ア）保険契約者の変更手続

（イ）保険金等の受取人の変更手続（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）

（ウ）保険契約者代理人ならびに主約款および各特約条項に定める指定代理請求人の変更手続

（エ）主約款および各特約条項に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続

3. 前2項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行なうことができます。

4. 第1項および第2項の規定により保険契約者代理人が手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当することを要します。

（1）つぎの範囲内の者

（ア）保険契約者の戸籍上の配偶者

（イ）保険契約者の直系血族

（ウ）保険契約者の3親等内の親族

（2）前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。

（ア）保険契約者と同居または生計を一にしている者

- (イ) 保険契約者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 被保険者
 - (エ) 保険金等の受取人
 - (オ) その他(7)から(エ)までに定める者と同等の関係にある者
5. 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続を行なうことができません。
6. 保険契約者代理人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に手続可能な手続があっても、変更を行なう前の保険契約者代理人による代理手続は取り扱いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が行なった手続は、保険契約者に対してその効力を生じます。
8. 本条の規定により保険金等の代理請求を行なう場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

（保険契約者代理人の変更）

- 第3条 保険契約者は、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
2. 保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類（別表1）を提出してください。

（告知義務違反による解除等の通知）

- 第4条 主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくはその居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

（特約の解約）

- 第5条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

- 第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 保険契約者または保険契約者代理人が死亡したとき。
 - (2) 保険契約者が変更されたとき。
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 - (4) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款および各特約条項に定める年金の支払開始日が到来したとき。

（主約款等の規定の準用）

- 第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約条項の規定を準用します。

（積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

- 第8条 この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第6条（特約の消滅とみなす場合）第4号の規定にかかわらず、終身保険移行部分について、この特約は継続するものとします。

別表1 手続書類

(1) 手続書類

項 目	必 要 書 類
代理手続	(1) 主約款および各特約条項に定める会社所定の請求書その他の手続に必要な書類 (2) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (7) 保険契約者が成年後見登記されていないことの証明 (8) 代理手続を行なう者が保険契約者と同居または生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (9) 代理手続を行なう者が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

(2) その他の手続書類

項 目	必 要 書 類
保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

[illegible]

[illegible]

生命保険のご契約に関する苦情・ご相談についてはお客さまサービスセンターへご連絡ください。

＜お客さまサービスセンター フリーダイヤル：0120-876-126＞

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずお読みいただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

- クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）
- 商品のしくみ
- 死亡給付金および年金をお支払いできない場合
- 告知
- ご契約の成立と保障の責任開始期
- 解約と解約返還金

特に上記の項目については、ぜひご理解いただきたいことがらですので、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。
なお、保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター

ご契約の照会につきましては

フリーダイヤル 0120-876-126

【営業時間／9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）】

お客さまサービスセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

[募集代理店]

[受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'25年6月版